

平成 24 年 3 月
関西広域連合議会定例会会議録

平成 24 年 3 月関西広域連合議会定例会会議録 目次

平成 24 年 3 月 3 日

1	議 事 日 程	1
2	本日の会議に付した事件	1
3	出 席 議 員	1
4	欠 席 議 員	1
5	欠 員	1
6	事務局出席職員職氏名	2
7	説明のため出席した者の職氏名	2
8	開 会 宣 告	2
9	開 議 宣 告	2
10	諸 般 の 報 告	2
11	会議録署名議員の指名	2
12	会 期 決 定	3
13	議案（議第 1 号議案）上程	3
14	議事順序省略議決	3
15	表 決	4
16	議案（第 1 号議案から第 6 号議案）一括上程	4
17	広域連合長提案説明	4
18	一 般 質 問	11
	菅谷 寛志議員	
	・ 国出先機関の移管に係る執行体制について	11
	・ 災害廃棄物の処理問題について	12
	・ 「関西イノベーション国際戦略総合特区」を基盤とした関西経済の活性化について	13
	広域連合長 井戸 敏三	14
	国出先機関対策委員会委員長 嘉田 由紀子	15
	広域産業振興担当委員 松井 一郎	16
	副広域連合長・広域職員研修担当委員 仁坂 吉伸	17
	福岡 裕隆議員	
	・ 関西広域連合として取り組む事務について	17
	・ 国出先機関が移管された後の広域連合のコントロール機能について	18
	・ 広域インフラ検討について	18
	・ 山陰海岸ジオパークの活用策について	18
	広域連合長 井戸 敏三	19
	国出先機関対策委員会委員長 嘉田 由紀子	20
	副広域連合長・広域職員研修担当委員 仁坂 吉伸	20
	委員（山陰海岸ジオパーク推進担当委員） 平井 信治	21
	上島 一彦議員	

・ 国出先機関の丸ごと移管について	21
広域環境保全担当委員 嘉田 由紀子	22
・ 移管後の事務集約について	22
広域連合長 井戸 敏三	22
・ 移管後の組織の在り方について、「丸ごと移管」の基本スタンス	23
広域連合長 井戸 敏三	23
杉本 武議員	
・ ガレキ処理について	24
広域連合長 井戸 敏三	24
・ 原子力発電所に係る覚書について	25
広域連合長 井戸 敏三	26
富田 健治議員	
・ 災害廃棄物処理について	26
広域連合長 井戸 敏三	27
・ 広域連合としての処理基準について	27
広域連合長 井戸 敏三	28
・ 災害廃棄物受け入れに対する各府県の状況について	28
広域連合長 井戸 敏三	28
富田 健治議員の発言	29
大野 ゆきお議員	
・ 広域応援訓練について	29
広域連合長 井戸 敏三	30
・ 関西広域連合の今後のあり方について	31
広域連合長 井戸 敏三	32
大野 ゆきお議員の発言	32
福山 守議員	
・ 文化振興と連携した観光誘客の促進について	33
・ ドクターヘリ導入に向けた府県民の理解と気運の醸成について	34
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	34
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	35
横倉 廉幸議員	
・ 広域観光政策の一体的な推進について	36
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	36
・ 経済団体の観光施策との一体化について	37
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	37
・ 産業振興分野について	38
広域産業振興担当委員 松井 一郎	38
山口 信行議員	
・ 関西広域連合の今後の運営について	39
広域連合長 井戸 敏三	41

19	表 決	43
20	選挙管理委員及び補充員の選挙	43
21	閉 会 宣 告	44

○議事日程

平成 24 年 3 月 3 日

午後 1 時開会

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期決定の件
 - 第 4 議第 1 号議案
 - 第 5 第 1 号議案から第 6 号議案
広域連合長提案説明
 - 第 6 一般質問
 - 第 7 討論・表決
 - 第 8 選挙管理委員及び補充員の選挙の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸般の報告
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期決定
 - 日程第 4 議第 1 号議案
 - 日程第 5 第 1 号議案から第 6 号議案
 - 日程第 6 一般質問
 - 日程第 7 討論・表決
 - 日程第 8 選挙管理委員及び補充員の選挙
-

出席議員 (19名)

1 番	大井	豊	11 番	藤井	訓博
2 番	吉田	清一	12 番	大野	ゆきお
3 番	菅谷	寛志	13 番	日村	豊彦
4 番	山口	勝	14 番	山口	信行
5 番	中小路	健吾	15 番	吉井	和視
6 番	上島	一彦	17 番	福間	裕隆
7 番	杉本	武	18 番	山口	享
8 番	富田	健治	19 番	福山	守
9 番	横倉	廉幸	20 番	竹内	資浩
10 番	吉田	利幸			

欠席議員 (1名)

16 番 尾崎 要二

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角 善 啓 次長 田 中 基 康

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長、広域防災担当委員	井 戸 敏 三
副広域連合長、広域職員研修担当委員	仁 坂 吉 伸
広域観光・文化振興担当委員、国出先機関 対策委員会副委員長	山 田 啓 二
広域産業振興担当委員、資格試験・免許等 担当委員	松 井 一 郎
広域医療担当委員	飯 泉 嘉 門
広域環境保全担当委員、国出先機関対策委 員会委員長	嘉 田 由 紀 子
委員（山陰海岸ジオパーク推進担当）	平 井 伸 治
副委員	山 内 修 一
副委員	藤 井 喜 臣
本部事務局長	中 塚 則 男
広域防災局長	藤 原 雅 人
広域観光・文化振興局長	松 村 明 子
広域産業振興局長	金 田 透
広域医療局長	小 谷 敏 弘
広域環境保全局長	上 山 哲 夫
広域職員研修局長	米 澤 朋 通

午後 1 時 05 分開議

○議長（吉田利幸） これより平成 24 年 3 月関西広域連合議会定例会を開会し、直ちに
本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1

諸般の報告

○議長（吉田利幸） 日程第 1、諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の結果報告が参っており、その写しをお手元に配付し
ておきましたので、ごらんおき願います。

次に、出席要求理事者の報告であります。理事者側へ要求し、その写しをお手元に配
付しておきましたので、ごらんおき願います。

日程第 2

会議録署名議員の指名

○議長（吉田利幸） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、私から、中小路健吾君、及び吉井和視君を指名いたします。

日程第3

会期決定の件

○議長（吉田利幸） 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決めます。

日程第4

議第1号議案

○議長（吉田利幸） 次に、日程第4、議第1号議案を議題といたします。

本議案について、菅谷寛志君から提案理由の説明を求めます。

菅谷寛志君。

○菅谷寛志議員 菅谷寛志でございます。

それでは、「関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例制定」の提案理由を私のほうから説明をさせていただきます。

関西広域連合議会は二元代表制のもと、関西広域連合の責任ある運営を担う議事機関として、その機能を十分に発揮するため、正副議長と各府県の代表で構成する理事会を設置し、議会活動の充実について、精力的に議論を行ってまいりました。

昨年の8月には議会活動のかなめとなる総務常任委員会を設置し、以降毎月の開催を通じて関西広域連合の事務に関する調査活動を充実してまいりました。そして今後も引き続き、国出先機関の丸ごと受け入れなどに備え、さらなる議会活動の充実に向けた検討を深めていくことといたしております。

こうした中、このたびの「関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の制定」については、議会の議決事件の拡大として、関西広域連合行政に係る基本的な計画である「分野別広域計画」の策定等をあらかじめ議会の議決を経るよう定めるものであります。

計画の策定に関して、連合議会としても積極的に、その役割を果たすことにより、府県民の皆様の視点に立った計画的で実効性の高い広域行政の推進が図れるものと考えております。

以上、議員各位におかれましては、議員提案の条例案の趣旨をご理解をいただき、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（吉田利幸） お諮りします。

ただいま議題となっております議第1号議案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は起立によります。

ただいま採決に付しております議第1号議案について、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田利幸） 起立全員であります。

よって、議第1号議案は原案どおり可決されました。

日程第5

第1号議案から第6号議案

○議長（吉田利幸） 次に日程第5、ただいま議第1号議案が可決され、「関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」を即日施行しましたので、第6号議案を追加し、第1号議案から第6号議案までの6件を一括議題といたします。

広域連合長及び各委員から提案説明を求めます。

まず、広域連合長・広域防災担当委員から提案説明を求めます。

井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合議会平成24年3月定例会の開会に当たりまして、提出議案の説明に先立ち、一言ごあいさつをいたします。

関西広域連合が全国初の府県による広域連合として発足してから1年が経過しました。その間、各分野の広域計画づくりを進めながら、東日本大震災への支援、節電対策やエネルギー問題への対応など新たな課題に積極的、機動的に取り組んできました。また、本年1月25日付で総務大臣許可のあった規約改正により、平成24年度からは徳島県が7分野すべてに、鳥取県が産業振興分野に新たに参加されることになり、広域連合の活動がさらに強化されます。

また現在、関係議会において、大阪市、堺市の関西広域連合への早期加入に向けた規約改正案のご審議をいただいております。よろしくお願いをいたします。

政令市の新たな加入により、広域連合の基盤がますます強化され、国出先機関の移管に向けた動きを加速させるものとして、大いに期待しています。各府県議会でのご審議には、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

平成24年度は、連合としての取り組みを本格化させる正念場の年となります。広域7分野については、広域計画のさらなる実施計画の検討や具体化がスタートすることになります。さらに関西として、中長期的な視点に立ち、新たな広域課題に的確に対応してまいります。とりわけ国出先機関対策は大きな山場を向かえます。経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関の移管について、野田総理大臣から本年通常国会への関連法案提出の決意が示されております。しかし、各省からは移譲の例外とすべしと回答された事務・権限も多く、平成26年度からの実現をめざして、国の出先機関の丸ごと移管について、法案の取りまとめに当たり、関係省とのさらなる調整が必要となっております。

現在、移譲対象となる事務・権限について、内閣府と各省との折衝が始まっていますが、我々としても地域主権改革の趣旨を踏まえ、これら3機関の丸ごと移管が実現するよう一層積極的に取り組んでいきます。

あわせて関西としての広域インフラ整備の基本方向の検討です。災害に強い国土構造の実現、交通体系の多重化によるリダンダンシー確保に向けて、関西圏の交通ネットワーク

の検討を行っていきます。

なお、北陸新幹線についても、その全線開通に伴う経済効果等の調査検討を行っていきます。しかも、本年2月の交通政策審議会整備新幹線小委員会において、国から乗りかえ利便性低下の回避策として、フリーゲージトレインの導入可能性が提案されました。これについてもメリット、デメリットについて今後確認を行ってまいります。

新エネルギー対策の検討です。東日本大震災を受け、新しいエネルギー社会の実現に向け、関西全体における中長期的なエネルギー政策を検討しています。地域資源を活用し、自然エネルギーの普及・拡大の取り組みを推進します。

既に関西電力と原子力発電所の事故災害等に備えた関西地域の安全確保のために必要な情報提供並びに長期的かつ低廉なエネルギー安定供給の確保、低炭素社会の実現に向けた取り組みを促進することについて協議を進めてきました。このたび合意に達し、覚書を締結しました。

首都機能バックアップ構造の検討についてであります。関西広域連合から昨年5月に提出した国への提案を踏まえ、今後、国に対し、関西こそがバックアップすることを具体的に提案していく必要があります。国で検討される省庁ごとの具体的な機能等を踏まえた上で、そのための具体的な施設等を調査し、その成果を国や民間企業等へ発信していきます。

それでは、これより提出した議案について説明します。

第1号議案「平成24年度関西広域連合一般会計予算の件」ですが、予算総額6億5,446万7,000円、対前年比1億8,060万2,000円増となっています。

まず歳入についてですが、構成府県の負担金5億4,746万円、観光分野の登録事務に係る手数料収入112万円、ドクターヘリの運航に対する国庫支出金1億588万2,000円等を見込んでいます。

次に歳出については、まず議会費として820万5,000円を計上しています。総務常任委員会の毎月開催や議会としての研修調査活動も通年化など関西広域連合議会の充実強化に対応したものです。

次に総務費として、3億1,510万7,000円を計上しています。成長する広域連合としての的確な運営を図っていくための広域連合本部事務局運営経費、企画調整事務費として国等との調整を行うための経費や、昨年6月に発足したプロジェクトチームの人件費並びに広域インフラや新エネルギー対策、首都機能バックアップ構造の検討に関する調査事業などです。

各分野の予算については、後ほど分野別の広域計画に基づく事業の説明をあわせて、来年度の取り組みとして、各担当委員から説明します。

なお、政令市加入による平成24年度予算への反映については、規約の改正と加入が整った時点において、改めて補正予算等ご審議いただくこととなりますので、よろしくご了承くださいますようお願いいたします。

次に、第2号議案「平成23年度関西広域連合一般会計補正予算の件」ですが、歳入歳出それぞれ2,509万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億3,587万4,000円と定めるものです。議会事務局専任職員2名を9月に新たに配置したことによる人件費の増額要素がありますが、全体としては経費の節減に努めたことにより、2,509万3,000円の減額補正となっています。

一方、ドクターヘリ運航経費に係る国庫補助金が当初見積額よりも 1,428 万円減額となったことから、京都、兵庫、鳥取のみ増額負担となっています。

次に、条例案件は第 3 号議案「関西広域連合手数料条例制定の件」等 2 件です。

手数料条例につきましては、平成 24 年度から通訳案内士の登録事務を連合へ移管しますので、当該事務に係ります手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものです。また、通訳案内士の登録事務の移管に伴い、行政手続条例もあわせて整備が必要となります。

次に、第 5 号議案「関西広域連合広域計画の一部を変更する件」ですが、1 月 25 日付で総務省の認可を得ましたさきの規約改正により、鳥取県、徳島県がそれぞれ産業振興分野、資格試験・免許分野へ追加参加したことに伴い、広域計画の対象となる区域の拡大を行うものです。

続きまして、第 6 号議案「関西広域連合行政に係る基本的な計画を定める件」ですが、先ほど「関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」が可決・成立されたことを受け、条例第 2 条に規定する基本計画を別冊のとおり定めますので、条例第 3 条の規定により議決を求めるものです。

それでは、引き続き、各分野における各事業の取り組みについて順次説明します。

まず、私から広域防災分野を説明させていただきます。

東日本大震災に対するカウンターパート方式での支援経験を生かし、本年度策定する関西防災・減災プランに基づき、広域応援体制の整備や防災・減災対策の推進に取り組みます。

まず、関西防災・減災プランを充実・発展させ、広域応援体制を強化します。このプランは大規模災害時に広域連合がとるべき対応方針とその手順を定めるものです。本年度中には、「地震・津波対策編」を取りまとめ、「原子力災害対策編」を骨格的に作成します。今後、国において、東海・東南海・南海地震に対する新たな被害想定などが明確にされ、また東京電力福島第一原子力発電所事故の検証や原子力防災指針の見直しが予定されています。したがって、これらを踏まえ、必要な修正・策定に取り組みます。あわせて、「風水害対策編」、「感染症対策編」についても検討を進めます。

また、国や地方公共団体をはじめ、民間を含めた防災関係機関による広域的な応援・受援が円滑に行われるよう、その具体的な手順を示す「関西広域応援・受援実施要綱」を策定します。備蓄すべき救援物資の品目、数量、場所、災害時の配送方法などについて、「関西広域連合備蓄計画」として取りまとめます。さらに救援物資の集積・配送、災害時帰宅困難者への支援、津波避難対策としての鉄道施設の活用や地下街の浸水に対する避難などについて、関係事業者との幅広い連携を図ります。

次に、広域応援訓練を実施するなど、防災・減災対策を推進します。警察、消防、自衛隊、海上保安庁などの実動機関や地方整備局などの国の防災関係機関、構成府県や連携県、ライフライン事業者など幅広く防災関係機関の参加を求め、図上訓練並びに近畿府県合同防災訓練を実施します。関係機関の連携を一層深めるとともに、防災・減災プランで示した災害対応のオペレーションを検証し、対応能力の一層の向上を図ります。

このほか、専門研修の実施など、人材育成に取り組むとともに、新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備えた連携体制の構築や広域防災に関する調査研究に取り組みます。

これらの事務を推進するため、広域防災費として 1,742 万 5,000 円を計上しています。

以上、私からの説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田利幸） 次に、広域観光・文化振興担当委員から提案説明を求めます。
山内副委員。

○広域観光・文化振興担当副委員（山内修一） それでは、広域観光・文化振興分野についてご説明を申し上げます。

関西観光・文化振興計画につきましては、おおむね 10 年後のめざすべき将来像といたしまして、「アジアの文化観光首都」を掲げ、訪問客数 1,000 万人構想を立ち上げまして、多くの外国人観光客に関西に来ていただくことを目標にしております。

このため、昨年度に引き続きまして、海外市場において関西を印象づける取り組みが必要であります。これまで、東日本大震災からの回復を中心に訴えてまいりましたが、平成 24 年度はトップセールスやキーパーソンへの働きかけ、さらにはメディアを通じました PR を行い、関西の安心・安全とともに歴史・文化など多様な資源や、それを結ぶ観光ルート、MICE の魅力について発信をすることとしております。

まず、「海外観光プロモーション」でありますけれども、日中国交正常化 40 周年に当たることを踏まえまして、関係団体と連携を図りながら、最重点市場である中国など東アジアへのトップセールスを行いたいと考えております。

また、現地メディアや旅行者など関西への送客に影響力のある方々を大使に任命をいたします「KANSAI 観光大使の任命と活用事業」を創設し、海外市場における関西アピールを一層図ることとしております。

さらには、関西には隠れた魅力も数多くありますことから、外国人に魅力あるすぐれた景色や風景につきましても、「新発見KANSAI 百景」として、海外旅行者に素材提供を行います。また、広域観光ルートや民間観光施設につきましても、IT を活用して外国人にわかりやすく紹介することを進めてまいります。

このほか、外国人旅行者に安心して旅行していただくため、通訳案内士全国版の登録につきましても、一元的な管理を行いますとともに、旅行者等のニーズを踏まえて、関西の観光を詳しく通訳案内する関西地域限定通訳案内士の仕組みづくりを進めます。また、外国人旅行者の関西における観光動向につきましても、関西広域連合として主要な動向を効率的に把握したいと考えております。

以上が、来年度の取り組みの概要でございますが、このため 2,127 万 2,000 円を計上しており、観光や文化の振興を通じて、関西の浮揚に積極的に取り組んでまいりたいと存じております。

○議長（吉田利幸） 次に、山陰海岸ジオパーク推進担当委員から提案説明を求めます。
平井委員。

○山陰海岸ジオパーク推進担当委員（平井伸治） 広域観光・文化振興分野の山陰海岸ジオパーク推進についてご説明申し上げます。

京都、兵庫、鳥取にまたがる山陰海岸ジオパークは、平成 22 年の世界ジオパークネットワークの加盟以降、府県の枠を超えた広域観光連携の取り組みが進んでおります。今年度は 3 府県を横断するウォーキングイベントの開催や、快速列車「山陰海岸ジオライナー」の運行開始、「関西観光・文化振興計画」における広域観光ルートの設定など、府県の連

携活動を進化させてまいりました。

来年度におきましては、「関西観光・文化振興計画」の取り組みを本格化させる重要な年であり、計画ではテーマ性のある広域観光ルートの提案により、「KANSAI」を世界へと売り込むことにいたしております。山陰海岸ジオパークにつきましても、海外観光トッププロモーションや観光セミナーなどで、ジオパークの魅力を国内外に強く情報発信することといたしております。

また、世界ジオパークの国際会議の関西への招致活動などにも積極的に取り組み、世界じゅうに関西の存在をアピールし、観光客を関西へと呼び込んでまいりたいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田利幸） 次に、広域産業振興担当委員・資格試験・免許等担当委員から提案説明を求めます。

松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 広域産業振興分野についてご説明をいたします。

広域産業振興分野では、本日ご審議いただきます「関西広域産業ビジョン2011」の具体化を図る初年度として、平成24年度においては、その広報・推進の第1の柱として、「ビジョンの着実な推進」を図ることとしております。

また、ビジョンに掲げる4つの戦略、「イノベーション創出環境の強化」、「中堅・中小企業等の国際競争力の強化」、「地域経済の戦略的活性化」、「高度人材の育成・確保」とあわせて、「5つの柱」として位置づけ、重点的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

平成24年度の広域産業振興分野の事業費は、2,785万4,000円を計上しており、その主な事業ですが、「関西広域産業ビジョン2011」の推進では、産学との協働による推進会議を運営し、ビジョンの具体化に向けた経済会等との連携強化を図ってまいります。

「イノベーションの創出環境・機能の強化」では、関西に集積する産業クラスターの特色を生かし、産学官ネットワークの拡大を通じて、人材や技術の相互補完につなげる等、クラスター連携の促進に努めてまいります。

「中堅・中小企業等の国際競争力の強化」では、広域的なビジネスマッチングを促進するため、大企業等とのビジネスマッチング商談会を今年度に引き続き開催することに加え、新たに農産物等を活用する「地域資源を活用したビジネスマッチングモデル事業」等についても取り組んでまいります。

「地域経済の戦略的活性化」では、「関西ブランドのプロモーション」の一環として、「関西ブランドの発信に向けた検討」を行うとともに、「高度人材の育成・確保」に向け、経済界や大学の協力を得て、市場ニーズに応じた高度産業人材の具体的育成方策の検討にも着手をしてまいります。

予算案については、以上であります。ビジョンの具体化に当たりまして、平成24年度から4つの戦略に位置づけられた事業を各構成府県で分担して推進をしていくこととしております。また、引き続き経済界や学識の方のご協力を得て、ビジョン全体の推進、管理する体制を整え、しっかりとPDCAを回しながら、関西全体の活性化に向け、「オール

関西」で取り組んでいきたいと考えております。

次に、資格試験・免許等分野について、ご説明をいたします。

資格試験・免許等分野については、府県ごとに実施している調理師、製菓衛生師及び准看護師に係る試験と免許に関する事務を広域連合に集約し、一元的に実施することで効率化を図ることとしております。

来年度は、資格試験・免許統合システムの構築や試験委員会の設置・運営など平成 25 年度からの実施に向けた事前準備や調整を進めてまいります。

以上の事務を推進するため、資格試験・免許費として、1,451 万 7,000 円を計上いたしております。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（吉田利幸） 次に、広域医療担当委員から提案説明を求めます。

飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 広域医療分野について、ご説明を申し上げます。

広域救急医療体制の充実及び未曾有の被害をもたらしました東日本大震災における課題を踏まえまして策定をいたします「関西広域救急医療連携計画」に基づき、来年度におきましては、府県域を越えた新たな概念であります「4次医療圏・関西」の実現に向けた「礎」づくりの年と位置づけまして、まず計画の戦略的な推進、広域的なドクターヘリの配置・運航、広域災害医療体制の整備、そして救急医療人材などの育成の4項目を柱といたしてまいりたいと考えております。

主な事業の1つ目といたしまして、「広域的ドクターヘリの配置・運航」をはじめとする「計画」の着実な推進を図りますとともに、新たな連携課題として、脳疾患、心臓疾患など高度専門医療分野における「医療連携のあり方」の検討を行ってまいりたいと考えております。

2つ目として、三連動地震をはじめ、大規模災害に備え、管内が被災をした場合の「広域災害医療体制の整備」について、広域連合及び構成府県間における具体の「連携マニュアル」の整備をいたしてまいりたいと考えております。

3つ目といたしましては、「災害時の医療支援を統括するリーダー人材」の養成、また基地病院と連携をした「ドクターヘリ搭乗医師・看護師」の養成といった「人材の育成」に取り組んでまいりたいと考えております。

これらによりまして、関西の府県域を越えた広域救急医療連携のさらなる充実・強化に取り組み、管内 2,000 万人府民・県民の皆様方の「命」をしっかりとお守りをしてまいりたいと考えております。

以上の事務を推進にするに当たりまして、広域医療費といたしまして、総額 2 億 1,573 万 8,000 円を計上いたしております。

議員の皆様方には、ご審議方どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田利幸） 次に、広域環境保全担当委員・国出先機関対策委員会委員長から提案説明を求めます。

嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 広域環境保全計画の分野についてご説明申し上げます。

本日ご審議いただきます「関西広域環境保全計画」は、関西の多様な自然に根差した特性、あわせて都市化による環境問題の現状を踏まえながら、2030年を見据えまして、「持続可能な社会を関西」として実現をすることを目標に掲げ、この具体的な姿として、「暮らしも産業も元気な低炭素社会」をはじめとした、5つの将来像を描いております。

この5つの将来像、具体的には1点目、「低炭素社会づくり」、2点目、「自然共生型社会づくり」、3点目、「循環型社会づくり」、そしてその基盤となります4点目に「まちづくり」、5点目に「子育て」という5つの分野から施策を展開することとしております。

計画の初年度となります平成24年度におきましては、「関西広域環境保全計画の推進」、「温室効果ガスの削減」、「鳥獣保護管理計画」の3本柱で取り組みを進めることとしております。

1つ目の「関西広域環境保全計画の推進」では、今年度策定します計画の周知や取り組みの推進を図るとともに、有識者等による点検・評価を行います。また、計画を戦略的に展開するため、有識者を交えた検討チームを設置し、新たに取組もうとする施策の検討を行ってまいります。

2点目の「温室効果ガスの削減」では、省エネ・創エネ行動に対して、商品等に交換できるエコポイントを付与する関西スタイルのエコポイント制度を本格的に実施いたします。また、電気自動車の普及促進に向け、本年4月から充電マップによる情報発信を行うなど、自動車・交通部門から温室効果ガスの削減を図ってまいります。さらに温室効果ガスの排出削減に向けた関西スタイルエコキャンペーンを経済界・産業界と連携して取り組んでまいります。

3つ目の「鳥獣保護管理計画」につきましては、今年度に引き続き、課題となっておりますカワウの生息動向や被害防除事例の調査・研究を行うとともに、この調査結果を踏まえた「カワウ広域保護管理計画」を策定してまいります。

以上の事務を推進するため、広域環境保全費として、ほぼ今年度並みの2,592万8,000円を計上しております。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田利幸） 次に、副広域連合長・広域職員研修担当委員から提案説明を求めます。

仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当委員（仁坂吉伸） 広域職員研修分野について、ご説明申し上げます。

本分野については、広域的な視点の養成及び業務執行能力の向上を図り、あわせて府県間の交流につなげることに重点を置きながら、広域職員研修事業を進めてまいります。

平成24年度においては、政策形成能力研修の継続実施、各府県が主催する研修への他府県職員相互参加及びWEBを活用した研修による効率化の検討に努めてまいります。

以上の事務を推進するために、広域職員研修費として342万円を計上しております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田利幸） お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案6件に対する質疑については、一般質問とあわせて行い、討論及び採決は一般質問終了後に行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう取り扱います。

日程第6

一般質問

○議長（吉田利幸） 次に、日程第6、一般質問を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、菅谷寛志君に発言を許します。

菅谷寛志君。

○菅谷寛志議員 京都府の菅谷寛志でございます。

私は3点につきまして、質問をさせていただきますので、積極的なご答弁をよろしくお願いをいたします。

まず1点目は、国出先機関の移管に係る執行体制について質問をいたします。

平成22年に閣議決定をされました地域主権戦略大綱やアクションプランに基づいて、広域連合をはじめ、連合議会では国出先機関移管に向けての取り組みを推進しているところでありますが、先ほどもお話がありましたけれども、昨年12月26日の地域主権戦略会議では、この広域連合を国出先機関の受け皿とすることが確認されると同時に、平成24年通常国会に移管法案を提出すること、当面の移管対象は経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関とすること、出先機関単位ですべての事務、権限の移譲を基本とすること、財源についても、改革の理念に沿った措置を講じることなどが了承されました。これによって、今国会に移管関連法案が提出されることを大きく期待するものであります。そして、これはまさに、地方分権、地域主権に向けた大きな第一歩であり、我が国の地方自治のあり方を大きく変えるものと私は確信いたしております。しかしながら、現実には、まだまだ各省の抵抗が強く、権限を離したくない当該省から移譲を渋られたり、難癖をつけられているのが現状であります。私たち構成団体も広域連合設立の最大の目的の1つである、国出先機関の移管に向けて歩みを同じくし、この流れを決してとめてはならないと思えます。

そこで、広域連合が求める丸ごと移管を前提に、閣議決定どおりの平成26年度中の移管に向けて、広域行政執行体制の制度設計を進めるわけではありますが、この執行体制の構築に当たり、いま一度、この関西広域連合のあり方を確認しておく必要があると私は思います。申すまでもなく、関西広域連合は広域課題に効果的・効率的に対応するため、7つの事業分野について、協働で施策を実行すること、そしてもう一つは、国の出先機関の移譲を受けて、自分たちの地域のことは自分たちで考え、自己決定と自己責任を貫き、地域の実情に合った行政を主体的に展開することを目的として、関西広域連合を設立したわけがあります。つまり、この国出先機関の移管によって、今まで国にコントロールされていた業務をより身近な広域連合のコントロールのもとに置き、かつ議会のチェックを効かすことによって、地域課題に的確に対応するとともに、透明性・公平性を確保し、より民意を反映したものにしようとするものであります。自分たちのことは自分たちで決めて実行する。どのような考え方で、いかなる方法で意思決定するのか、どういう組織体制で実行するのか、まさしく自治の理念と仕組みが問われてまいります。3つの国出先機関の移管だ

けでも、予算規模は1兆円を超えてまいります。今後、構成団体の利害が対立する案件が出てくることも容易に想像することができます。そうしたときの意思決定のあり方はどうか。関西広域連合を「予算の分捕り合いの場」などという声も聞かれますが、このような発想ではとても広域行政などできません。連合委員も議会もそれぞれの府県の利益を代表する一方で、自己の府県の利害に単に縛られることなく、関西に立脚した視点を持つことが何よりも必要であり、関西の活性化こそがそれぞれの府県の活性化につながるものと考えられるものであります。

そこでお伺いいたします。

関西としての目指すべき自治のあり方と、それを実現するための意思決定のあり方と仕組み、執行体制のあり方についてご所見をお伺いいたします。

次に、これだけ連合委員会や連合議会できざまな議論を展開してしましても、関西広域連合に対する地域住民の関心は非常に薄いと感じます。自治の形が大きく変わるわけですから、しっかりとした広報、説明が必要であります。特に自治の基本は基礎的自治体である市町村であります。にもかかわらず、市町村への説明が不十分で、誤解や不安、また正しく理解されていないのではないかと危惧をいたしております。先日、新しい大津市長さんが政令市の加入の必要性はないと発言されたという報道がありましたが、これに象徴されております。今後、住民や市町村などに対して、十分な説明が必要と考えますが、どのように進めるのか、ご所見をお伺いいたします。

次に2点目は、東日本大震災災害廃棄物の受け入れ問題について、お伺いをいたします。

東日本大震災が1年が経過をいたしました。しかしながら、復興のつち音はいまだ聞こえず、歯がゆい思いをしているのは、私だけではないと思います。この復興を妨げている1つの要因は、災害廃棄物、いわゆる瓦れきの放射性物質による汚染問題でありまして、瓦れきの処理が進まず、復興の大きな妨げとなっております。先日発表されました、環境省の集計では、岩手、福島、宮城の震災瓦れきのうち、処理が済んだ量は全体のわずか5%にとどまっていることがわかりました。東北の一日も早い復興のためには、迅速な瓦れき処理が求められております。

関西広域連合議会に対しても、宮城県議会から連合内処理施設での災害廃棄物の受け入れに対する協力要請がありました。しかし一方で、瓦れきに付着した放射性物質の拡散を懸念する住民の方々の不安、反発も大変根強いものがあります。特に子供を持った若い人からは、不安の声が強く上がっております。これも、住民感情からすれば至極当然のことだと思います。瓦れき処理を進めようとするならば、まず住民の皆さんが安心して受け入れることができる、信頼できる基準を示し、住民の理解を得ることが必要であるのは申すまでもありません。

国が示した災害廃棄物処理の基準ガイドラインでは、安全に埋め立て可能な目安として、1キロ当たり8,000ベクレルという値が示されました。しかし、原子炉等規制法では、原子力発電所内の工事で発生したコンクリートがらや金属類のうち、そのまま再利用ができるとした基準、いわゆるクリアランスレベルを1キロ当たり100ベクレルとしています。つまり、規正法で安全な基準は100ベクレルまでとしながら、その80倍の数値が示されたわけであります。この数値の乖離をどう理解すればいいのか。関西広域連合の質問に対して、国は回答を寄せ、8,000ベクレルの正当性を主張しております。たとえ国の説明が正

しかつたとしても、説得力がありません。だれが考えても、瓦れき処理をしやすいするために基準値のハードルを下げたとしか思えない数値の設定になっております。これでは国民の納得は得られないでしょう。震災後、今日までの政府の原発の事故対応のまずさや、政府から出される情報の交錯や不正確さから、国民が既に政府を信用しなくなっております。政府や行政機関の信頼性がなくなれば、それはもう致命的と言わざるを得ません。これこそが大変大きな問題であります。そこで連合として、独自の基準や処理方法を検討すべく、専門家会議の設置に向けて取り組みを進めておりますが、現在の進捗状況についてお聞かせください。また、客観的な安全基準の設定や受け入れる場合の手順・方法の検討はもちろんでありますけれども、受け入れる場合、関西広域連合の果たすべき役割についても明確にしなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

また、そこで一番大切なのは、ここでの検討の状況を明確にし、透明性を高めることにあります。それこそが、それをするによって信頼性が担保されるわけにあります。広域連合では、当然ながら処理施設を持っているわけではありません。現実に処理をするのは、市町村等が持つ処理施設であり、処理主体は主に市町村ということになります。とすると、広域連合が一方的に安全基準の設定や処理方法を決定するのではなく、実際に処理を行う市町村に対する説明や事前の協議、相談を行い、ともに納得できる積み上げを図り、同時に地域住民に対する説明と住民の理解が何よりも重要であります。今後、市町村に対する説明や協議の積み上げ、住民の理解を得るためにどのように進めていくのか、ご所見をお伺いいたします。

最後に3点目でございますが、「関西イノベーション国際戦略総合特区」を基盤とした関西経済の活性化について質問をいたします。

昨年12月22日に、「関西イノベーション国際戦略総合特区」が国から総合特区として指定をされました。この総合特区は京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市の3府県、3政令市が共同で申請したものであります。関西広域連合としても、国に対して、特区指定を強く求めてきたところでもあります。この総合特区でターゲットとしたのが、医薬品関連産業やバッテリー、スマートコミュニティ等であります。医薬品関連産業における関西の生産高は、実に1兆9,000億円を超え、全国の約30%のシェアを占めております。また、リチウムイオン電池に至っては、82%のシェアを誇っております。これらの産業の集積を生かし、医薬品、医療機器、先端医療技術などの医療関係やバッテリー関係、スマートコミュニティの6つの分野にしぼり、9つのエリアで32の事業の展開を図り、イノベーションを創立しようとするものであります。この総合特区では、個別企業や地域単独では解決できない課題に府県を越えて、オール関西で取り組み、研究開発から、実用化までスピード感を持って取り組み、国際競争力を向上させようとするものであります。ここで大切なのは、それが3府県のみならず、関西全体のかさ上げにつながるものにしなければならないということでもあります。そのためには、この総合特区をプラットフォームとしながら、各府県で取り組まれている産業、技術集積地をクラスターとして位置づけ、有機的に結びつけることが必要だと考えますが、今後の施策展開について、ご所見をお伺いいたします。

また、この総合特区を関西という面にとらえて、その強みを発揮し、関西全体の経済活性化を図るには申すまでもなく、国内外をはじめ、それぞれの拠点を結ぶ円滑な交通ネッ

トワークが必要であります。その大きな1つが新名神高速道路であります。新名神高速道路の早期開通や交通ネットワークの整備についてご所見をお伺いいたします。

また、この総合特区のみならず、今まで各府県がそれぞれの地域で特色を生かした産業育成策を展開し、産業の集積や技術開発を行ってまいりました。そこで生まれた成果や資源、情報を共有し、組み合わせることによって新たな展開が期待できると考えております。このような取り組みが関西経済の活性化に結びつくものであります。それにはコーディネーターが必要でありますし、組み合わせしていく仕組みが必要であります。まさに広域連合の役割だと考えますが、いかがでしょうか。今後の展開について、ご所見をお伺いいたします。

また、経済産業特区のみならず、各地で展開されている地域おこしの特区なども関西として互いに連携することで新たな展開が期待でき、地域の活性化につながると考えます。これも広域連合の役割だと考えますが、いかがですか。今後の取り組みについてあわせてご所見をお伺いいたします。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 私から災害瓦れきの処理問題につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、専門家会議の検討状況についてお尋ねがございました。

さる1月26日の第16回広域連合委員会で大阪府が策定されました指針をベースに関西広域連合としても統一的な災害廃棄物の受け入れ基準を定めることが必要なのではないかということで、定めるための検討を行う専門家会議を設置して、専門家の意見を伺う。そして、それに基づいて関西広域連合としての指針の数値を定めようということにしているところでございます。

現在、専門家会議の委員を選定中でしたが、ほぼ専門家会議の構成委員が確定いたしましたして、就任の手續、あるいは会議開催の日程調整を進めております。できる限り早期に、3月の上中旬には開催したいと考えています。

委員としましては、大阪府の指針策定検討委員をコアメンバーとしまして、埋め立て処理等の専門家を加えた委員構成で調整を進めているところです。

続きまして、受け入れる場合の関西広域連合の役割は何かというお尋ねもいただきました。

関西の広域処理の場として、2府4県政令市など174の自治体が出資する大阪湾広域臨海環境整備センターが受け入れの場として有力であろうと考えております。もちろん各市町におきまして、余裕がある場合には、それぞれの処分場も対象になるわけでございます。私どもとしましては、まずはフェニックスは非常に有力な候補でございますので、広域連合としてもフェニックスと十分に相談をしていく必要がある、協議を進めていく必要があると考えております。ただ、海面埋め立てを行おうとしますと、国が明確な処理基準や目安を示しておりません。ただ、1月26日に来ていただきました環境省の担当課長さんは、国としても安全確認をきちっとその段階でやらせていただきますということを言明されておりました。そのような意味で、国の個別の安全性評価を受けなくてはならない、このように思っています。

現在、フェニックスでは受け入れにつきまして、方針をまだ打ち出されていません。内

部で検討中だとお聞きしております。このためにも関西広域連合としましては、受け入れの考え方を統一しまして、受け入れ基準も明確にさせていただいて、フェニックスでの受け入れにつないでいきたい、このように考えています。

3番目に、市町村や地元への説明、住民理解を得るためにどのように進めるのかというお尋ねがございました。

大阪市を除きまして、まだ明確な受け入れ意向を示しておられる市町村はございません。自治体への説明会などでは、受け入れに慎重な意見が多いと承知しています。また、関西広域連合にも災害廃棄物受け入れに反対の意見が寄せられたりしておりまして、やはり市町村や府県民の懸念や不安を払拭していかなくてはならない、このように考えております。各府県で、別々の基準をつくってしまいますと、また説明に窮するということにもなりますので、広域連合として処理に関する考え方で統一的な目安値を示すことにより、科学的に安全目安値を示すことができるのではないかと考え、現在専門家会議を構成し、検討させていただこうとしているものでございます。その上で、市町村や府県民に対する情報提供を行うとともに、説明をさせていただきたいと考えています。具体的な災害廃棄物の受け入れにつきましては、基本的に関西広域連合の権限ではありませんけれども、広域的な組織として発足しました当連合といたしまして、統一的な方向づけをすることにより、各構成府県、あるいはその市町村との協議を進めていく基本になるのではないかと、このように考えている次第でございます。

広域連合での基準統一を踏まえまして、構成府県、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）などの関係機関と連携をとりながら、市町村や府県民の十分な理解も得、取り組んでいくこと、このことを基本にさせていただきたいと考えております。

これからも、どうぞよろしくご指導をお願いいたします。

○議長（吉田利幸） 嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 国出先機関の移管に係る2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の執行体制や意思決定のあり方などでございます。

分権型社会の実現に向けて、何よりも国の中央集権体制を打破し、関西がみずから政策の優先順位を決定・実行できる体制をつくり上げていくことが必要であります。国出先機関の事務・権限の移管を実現し、関西全体の最適化を図りながら、地域課題の解決につなげていくことこそが関西広域連合の使命であると認識をしております。

このため、さらなる広域連合のガバナンスの強化が必要になります。執行機関における意思決定については、それぞれの構成団体がその利害にとらわれることなく、広域的視点からの政策判断を行うことに加え、例えば公共事業の予算配分、道路や河川のインフラ整備などについては、客観的な基準を設けて、中長期的な整備計画をつくるといった工夫などによりまして、透明性・公平性を確保して、民意を反映した計画にしていくことは可能であります。具体的には、今、国で進められております「アクションプラン推進委員会」での議論を見きわめながら、全会一致を原則とする現行の連合委員会の設置の趣旨を踏まえ、連合委員会の見直しを検討しているところであります。

また、こうした意思決定を速やかに実行していくためには、名称はともかく意思決定機関にかわって、常勤の職の設置が必要であります。また、効率・効果的な事務執行のため

には、例えば既存の分野事務局と、これに関連する国出先機関の組織再編にも着手していく必要があると考えております。

次に2点目の市町村等への対応でございます。

昨年6月の国出先機関プロジェクトチームの発足以降、適宜市町村関係者や経済団体に対して情報提供を行うとともに移管に伴うメリット等の事例を作成、公表するなど取り組みを進めてまいりました。しかし、最近になって、特に市町村関係者から大規模災害時等への対応や道路、河川といった基盤整備の確保に対する不安感等から国出先機関の廃止や地方への移管に反対する声が上がっております。この背景には、国出先機関の廃止という表現の中に機能そのものが失われる。あるいは国関連の事業がなくなるのではないのかというような誤解もあると理解をしております。

こうした状況を踏まえ、市町村関係者に対して、国出先機関の移管に関する正しい方向、また私どもの考え方を示した書面を発出をし、必要に応じて各委員からも直接それぞれの関係府県内の市町村などに要請するなど対応に努めております。

私自身も、例えば滋賀県内の市町会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会の会長の皆様に対して直接説明し、ご理解を求めています。今後はさらに幅広く移管の意義がメリット等を正しく情報発信するとともに世論を醸成していき、何よりも住民の皆さんにメリットについて、ご理解をいただくようシンポジウムの開催などについても見当していきたいと考えております。

○議長（吉田利幸） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 関西イノベーション国際総合戦略特区に関するご質問のうち、広域産業振興にかかわるご質問について、お答えをいたします。

まず、国際戦略総合特区は医薬品や医療、バッテリーなど関西が有する成長分野のポテンシャルを総合特区制度の活用によって、最大限発揮させ、産業の国際競争力強化に向けて府県域を越えたオール関西で取り組もうとするものであり、関西広域産業ビジョン2011の域内に広域的取り組みとして具体例として盛り込んだところでもあります。今回、特区指定を契機に、各府県が有する産業クラスターのネットワークの連携を推進し、域内の産学官連携プロジェクトの創出を支援する仕組みづくりの具体化を図るなど、関西経済全体の活性化につなげてまいります。

次に広域産業振興の推進をしていくためには、各府県の資源や情報等の共有化、組み合わせを行うコーディネート機能が重要なことは議員ご指摘のとおりであります。これまで広域産業振興局がコーディネート役となり、関係者との綿密な協議、調整を重ねながら事業を進めてきたところであります。今後、ビジョンの具体化に当たりましては、各地域の特性を生かし、その強みを束ねるなどシナジー効果が最大限発揮されるよう取り組みを進めてまいります。さらに議員ご指摘の地域活性化総合特区については、昨年12月、関西イノベーション国際戦略総合特区とともに域内での5地域が指定されたところであります。地域特性を生かした取り組みによって、人やもの、情報等が交流、集積する拠点が形成され、周辺での相乗的な取り組みや効果が生まれれば、連合区域内に広く波及効果がもたらされることも期待ができますことから、観光・文化振興など他分野とも協力し、地域特区としての連携を進めてまいります。

○議長（吉田利幸） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当委員（仁坂吉伸） 新名神高速道路の早期開通や交通ネットワークについてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

関西地域は京阪神という国内有数の人口集中地域、巨大消費地を有しておりまして、周辺地域との交通アクセスを改善していくということにより、関西都市圏を拡大できると考えております。特に新名神高速道路を含む高速道路ネットワークは日本の産業・文化・社会経済活動を支えるとともに大規模災害に備えた国土のリダンダンシーの確保、さらには国際競争力のある広域的な地域経済圏を構築するための不可欠なネットワークでインフラであります。新名神高速道路の全線早期整備については、本日午前中の広域連合委員会で緊急要望を決議したところでございます。

さらに広域連合では、今後、関西イノベーション国際戦略総合特区や交通インフラなど、長期戦略の策定や調整が必要と考えており、来年度から新たに本部事務局に計画課を設置し、取り組みを加速させていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田利幸） 菅谷寛志君。

○菅谷寛志議員 残念ながら、私の前の残時間計の赤い電気が点灯しておりまして、時間がございません。1点だけ、強く求めておきたいことがあります。

それは、関西広域連合は、先ほどお話もありましたけれども、日本で初めての取り組みであります。この後に九州、四国が続いてまいります。何としましても、これは新しい自治の第一歩でありますので、この新しい地方自治を成功させるために私たちはしっかりと取り組んでいかなければならない。そのためには、連合委員会はこれからも議会としっかりと連携をしていただいて、ともに進めていきたいというふうに思っております。何としましても成功ができるように頑張りたいと思います。

どうもありがとうございました。私の質問を終わります。

○議長（吉田利幸） 次に、福間裕隆君に発言を許します。

福間裕隆君。

○福間裕隆議員 皆さん、こんにちは。鳥取県の福間でございます。

通告をいたしております4点について、質問をいたします。

まず、関西広域連合として取り組み事務について、お尋ねをいたします。

関西広域連合として現在、7つの分野の事務に取り組んでおられます。そして、順次拡大する事務として、この7分野の事務の拡充のほか、港湾の一体管理や国道・河川の一体的な管理・整備などに取り組むとされています。

そこで、そもそも論になるのですが、取り組むべき事務とは、どのようにして選定していくものなのか。その選定過程を明らかにしていただきたいのであります。私なりに考えますと、まずは取り組むべき事務と考えられるものを洗い出し、その中で今から取り組めるもの、さまざまな課題があつて今は取り組めないもの等の整理を行い、優先順位をつけていくものであろうと推察をいたします。一例を挙げれば、広域環境保全分野の「鳥獣保護管理対策」の中で、当面実施する施策、第1フェーズとしてカワウ対策が実施されています。それ以外は、平成26年度以降に順次取り組む第2フェーズに区分されています。確かにカワウ対策も大切ではあろうと考えますが、県境をまたいで活動するクマ、シカ、イノシシの被害対策、保護管理もカワウ同様急がれるのではないのか。なぜ第2フェーズ

となるのか、疑問を抱かざるを得ません。改めて、関西広域連合として取り組む事務の選定方法について、その考え方、検討プロセスについて、井戸連合長にお尋ねをいたします。

次に、国出先機関が移管された後の広域連合のコントロール機能についてお尋ねをいたします。

国出先機関の廃止は、地方分権社会の突破口と位置づけ、国出先機関の抱える課題として、住民ガバナンスの欠如、国と地方の二重行政、省庁による縦割り行政などの弊害を指摘し、全国的先陣を切って、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関の移管を求めていることは、既に周知をされています。昨年6月より、広域連合内にプロジェクトチームを立ち上げて、国出先機関の事務・権限に関する調査移管メリット人員移管に関する課題整理などを行っているとの説明を受けており、11月には広域連合に移管すればどのようなメリットがあるのか、具体的例示を挙げて、ホームページ等で公表されています。確かに、国から事務・権限の移管をもぎ取ることに注力しなければならないことは理解をしています。一方で、その先にある受け皿としての移管後の執行体制について、早急に検討を深める時期に来ていると考えるものであります。現在、地域主権戦略会議において、予断を許さない議論が重ねられ、井戸連合長をはじめ、嘉田委員がご奮闘されていることは十分承知をしています。しかし、最近になって、市町村や関係団体から出先機関の移管について、不安や懸念の声が上がってきています。国から移譲された事務を広域連合として、いかにコントロールしていくのか。中でも構成府県の利害調整、構成府県の部分最適ではなく、構成団体・関西圏域の全体最適をいかに構築していくのか。省庁の縦割りを排除した権限・財源を柔軟に対応し、総合的な施策展開をいかに進めていくのか。そのプラットフォームを早急に示さなければならない時期に来ていると考えますが、どのように認識されていらっしゃるのか。また、その検討状況はどうなっているのか、井戸連合長にあわせてお尋ねをいたします。

次に、広域インフラ検討について、お伺いをいたします。

中国、韓国、ロシア等の日本海対岸諸国は近年著しい経済発展を遂げています。今、まさにこの活発な対岸諸国の外需を積極的に取り込んで関西圏域の経済活動を活性化するチャンスであると思うのであります。

さらに昨年11月には、舞鶴港と境港が日本海側拠点港として選定されています。このたび、取りまとめられた「広域産業ビジョン」でも、関西広域連合は日本とアジアを結ぶ結節点としての機能を果たすことをめざすと記述されています。今後、対岸諸国との交流を一層活発化するためには、地理的に優位な位置にある舞鶴港と境港を関西圏における日本海側ゲートウェイの拠点をして位置づけ、物流、人の交流を一層強化することが必要であると考えます。関西広域連合としても、舞鶴港と境港に施設整備を呼び込むための活動を加速するとともに、この両港を結ぶ交通アクセス並びに両港と関西圏との交通アクセスを整備、充実する必要があると考えますが、井戸連合長の所見をお伺いをいたします。

また、高速交通体系の多重化、国土軸の複軸化を支える広域交通体系の構築など、関西における広域交通インフラ整備について検討するとありますが、北陸新幹線部会の設置のみとなっております。その他の交通インフラについての専門部会を設置して検討する用意はあるのか、あわせて井戸連合長にお尋ねをいたします。

最後に、山陰海岸ジオパークの活用策について、お尋ねをいたします。

広域観光分野で山陰海外ジオパークは、鳥取、兵庫、京都にまたがるシンボリックな素材と言われていましたが、このたびの関西観光・文化振興計画を見ますと、山陰海岸ジオパークの活用策が検討されたとは言いがたい状況であります。これは、山陰海岸ジオパークの認知度が低いことに起因するものと私なりに考えるものであります。現在、関係する地元で、それぞれに取り組みられています、トータルコーディネートするなど、関西広域連合が認知度アップに一役買って出ることも必要と思うのであります。まずは関西広域連合のエリア内で認知してもらい、素材の魅力をブラッシュアップし、さまざまな活用策のアイデアを募ることにつなげていってほしいと考えますが、平井委員の所見をお伺いをし、私の質問といたします。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合で取り組む事務についてのお尋ねがございました。私からは、関西広域連合で取り組む事務の選定方法、その考え方や検討プロセスなどについてのお尋ねにお答えさせていただき、せっかく各委員が分掌しておりますので、各委員のほうから答えさせてもいただきたいと存じます。

まず、府県を越えるさまざまな広域課題に対応しようということで、この関西広域連合はつくらせていただきました。当初は観光ですとか、防災ですとか、環境ですとか、産業振興などの7分野を対象としておりますが、私どもとしては一番最初、関西広域連合を検討する段階から当初の対象とする事務と、次に順次拡大していく事務と整理をして例示を挙げております。順次拡大する事務としては、例えば広域防災でいいますと、府県の消防学校の一体的な運営ができないだろうかとか、あるいは広域観光なんかでございまして、これはもう通訳士は取り組んだわけでありまして、さらに観光拠点などに対する対応ですとか、あるいは広域産業振興ですと、公設の試験研究機関は次の対象になるのではないかと、あるいは環境ですと、ご指摘がありましたカワウ以外の野生動物に対する保護管理の取り組み、そして新たに処理を検討する事務としまして、例えば大阪湾の諸港の一元管理とか、関西の徳島まで入れますと5空港あるわけでありまして、5空港のあり方ですとかというような点まで掲げまして検討を進めたものでございます。もちろん国の出先機関の移譲につきましても積極的に事務の内容まで掲げまして、対象にすることに掲げさせていただきました。

その基本となる考え方でございますけれども、広域課題ならば何でもいいかという、そうではございません。やはり住民生活の向上が期待できる事務、あるいは行政効果が期待できる事務、効率的な執行が期待できる事務、広域課題の解決につながる事務、この4つのメルクマールで選定を進めてきたものでございます。拡充や次に取り組むべき広域事務につきましても、規約の改正が必要なものと規約の改正は必要ではないけれども、分野を広げていくものがございまして、規約の改正が必要なものはもちろん規約を改正して取り組むということになりますし、それから7分野でございまして深めていくという場合には必ず予算が伴います。そのような意味で議会にそれぞれお諮りをさせていただくことになる、このように考えております。

また、今議会にご議決をお願いしております広域計画で示しておりますような将来目標だとか、施策の方向性、あるいは国の出先機関の移管の状況も踏まえまして、基本方針や処理方針を定めて取り扱いを決めさせていただくということになるかと思っております。

今後とも、連合議会と十分な意見交換や協議を行いまして、事務の推進に当たらせていただきたいと考えておりますので、よろしくご指導をお願い申し上げたいと存じます。

○議長（吉田利幸） 嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 福間議員の国出先機関が移管された後の広域連合のコントロール機能についてお答えいたします。

関西広域連合は、構成府県の知事で構成する広域連合委員会を設け、知事間で頻りに顔を合わせ、これまで忌憚なく議論する中で広域計画や予算、決算等広域連合の重要事項に関する基本方針など決定してきており、今後の利害調整においてもお互いの信頼関係の中で十分機能しうるものと考えております。

また、これからのご懸念でございますけれども、例えば道路・河川のインフラ整備における予算の配分方法でございます。これにつきましては、客観的な指標による基準を設けて、公平性・透明性のある中長期的な計画をつくることで調整できるものと考えております。さらに国出先機関の事務・権限の移管後の執行体制については、国のアクションプラン推進委員会での議論を見きわめた上で、全会一致を原則とする現行の連合委員会の設置趣旨を踏まえた形で連合委員会の見直しについて検討するとともに、常駐できない各府県知事にかわり、日常の業務の執行に当たる職の設置についても検討しているところでございます。あわせて住民意見の反映ということでは、議会の皆様との、こうした二元代表制の審議の中で住民の皆さんの民意を反映する仕組みとなっております。このような点では、今の出先機関の仕事のやり方と大きく異なるということ、これは社会的にも発信をしていく必要があると思っております。こうしたガバナンスの強化とともに、移管される国出先機関の組織と既存の広域連合組織との再編・統合などを通じて、より総合的かつ縦割りの弊害を越えた横つなぎの施策展開が可能になると考えております。執行機関のあり方についても、今、通常国会に提出が予定されております、移管に伴う特例法案の中である程度の枠組みが定められることになる見込みではありますが、関西の自主性を発揮できるよう、全国で最初の機関として、国に対して議員のご指摘のように強く主張してまいりたいと考えております。

○議長（吉田利幸） 仁坂副連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当委員（仁坂吉伸） 交通インフラの関係につきまして、お答え申し上げたいと思います。

関西における交通インフラの現状の課題、産業振興分野や観光振興分野の広域計画等を踏まえた必要なインフラのあり方や基本的な考え方を整理し、共通認識を持つことが必要と思ひまして、現在、広域インフラ検討会の下部組織である企画部会において、内容を整理しているところでございます。

日本海側の拠点港の指定を受けた京都舞鶴港と鳥取境港の間を含む日本海側の高速道路のミッシングリンクについては、紀伊半島や四国と同様、大規模災害への備えとして、リダンダンシーの確保からも、あるいはビジネスチャンス等々の観点からも早期の整備が必要と認識しております。

また両港と関西圏の中心を結ぶ交通アクセスについても、関西都市圏の拡大にとって重要と考えておひまして、これら関西全体における必要なインフラの整備の中で、特に本件について重要な要素として検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田利幸） 平井委員。

○山陰海岸ジオパーク推進担当委員（平井伸治） 福間議員のご質問にお答え申し上げます。

私のほうには、山陰海岸ジオパークにつきましてのお尋ねをいただきました。議員のほうからご指摘がございましたとおり、まだまだ山陰海岸ジオパークにつきまして、関西全体で振興すべきことというのはテーマが多いというふうに思います。

議員のほうからご指摘がございました観光・文化振興計画でございますが、確かに記述としては若干多くの紙面を割いていないということもあり、おしかりしの激励もございましたけれども、戦略的なプロジェクトとして、山陰海岸ジオパークを取り上げ記載しているところがございます。問題は知名度のことがございまして、議員のご指摘の中でもまだまだ関西の中でも知られていないということがございました。

今年度は私ども京都、大阪、兵庫におきまして、それぞれの駅等でキャンペーンをやりました。アンケート調査をしたところ、山陰海岸ジオパークの認知度はわずか1割、さらに少し知っているという方を加えても4割ということございまして、6割の人が知らないというのが率直な感想でございました。したがって、ぜひともPRを強化をし、一体とした府県の枠を超えた振興策を図っていく必要があると考えております。例えば、新年度には長崎におきまして、ユネスコの国際ジオパーク会議が開催をされます。この機会に世界的にアピールをしていくことはもちろんであります。国内でもジオパークの存在を高めていくことが大切であります。また、アジア太平洋地域でのジオパークの会議を誘致をしようという運動もこの機会に行わさせていただきます、山陰海岸ジオパークの名を知らしめてまいりたいというふうに考えます。

また、北近畿タンゴ鉄道にはすばらしい車両がございました。この魅力的な特急車両を活用しまして、兵庫、鳥取を結ぶ観光列車を走らせてみようというプロジェクトを今進めつつあります。考えてみれば、風光明媚な自然景観はもとよりであります。城之崎の海岸、城之崎も温泉が小説の中でも「城之崎にて」という小説であらわされました。最近携帯電話のコマーシャルで鳥取砂丘で糸電話をかけているというところでもないジョークがございましたけれども、そういうような舞台にもなっておりますが、いろいろと訪ねてよし、また遊んでよしというところだと思います。ポテンシャルをぜひとも府県の枠を超えて高めていくように全力を挙げてまいりたいと思います。

○議長（吉田利幸） 次に、上島一彦君に発言を許します。

上島一彦君。

○上島一彦議員 大阪府議会の上島一彦でございます。さきの議員とかぶるところがありますが、国出先機関の移管につきまして、まず嘉田委員に質問いたします。

構成府県議会のほうで、広域連合は知事のパフォーマンスの場であるとか、予算の分捕り合戦の場であるというふうな記事が見られますが、こういったことでは、国に足元を見られることがないように全国でトップを切っている、この関西広域連合ですから、関西全体のことを第一義に考えて、我々は国に物を申すべきであります。

そこで今、先ほども質問がありました3機関の移管につきまして、国のほうでは緊急時のオペレーションとか、大臣の指揮・監督を守れだとか、あるいは国の統一基準を守れだとか、いろいろ理由をつけて各省庁が猛烈に抵抗をしています。国交省は地方整備局に

については、その半分を権限移譲できないと言っているわけなんです。しかし、関西のことを関西で決めるためには、少なくとも道路や河川、また港湾などの移譲というのは必須条件であります。組織を守ろうという霞ヶ関の抵抗に屈することなく、政治主導で進めるべきですが、見解を伺います。

○議長（吉田利幸） 嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 出先機関改革を政治主導で進めるべきとのご質問にお答えをいたします。

今回、国土交通省の回答としては、地方整備局長の事務・権限を定める法律ベースで考えますと、地方への移譲を検討するとした事務・権限は議員ご指摘のように全体の約5割であります。また、移譲を検討するとされた事務・権限の中には、現行の自治事務、法廷受託事務と異なる事務類型を設けまして、大臣が広域連合の長を直接に指揮官とする。あるいは議会の議決、調査権が及ばないなど現行の地方自治法の枠組みを逸脱する仕組みを条件とするものが含まれております。議員ご指摘の道路法、河川法、港湾法に係る事務・権限もそのカテゴリーの中に含まれております。

機関委任事務を復活するような枠組みは認められませんが、緊急時の対応などは柔軟な手法も考えながら、地方整備局が所管する道路や河川、港湾に係る権限移譲は、議員ご指摘のように必須条件との思いで丸ごと移管を実現できるよう政府に対して強く主張してまいりたいと考えております。その際、政治主導ということは、出先機関の官僚の皆さんはもちろん大変優秀でございます。国民のことを思って仕事をさせていただいておりますが、ただ残念ながら必ずしも民意を反映しているとは限りません。私どもは、知事、あるいは議員の皆様、それぞれに4年ごとの民意を反映する中で政治家としての知識と使命を帯びて、意思決定させていただいているわけでございます。そのような意味で住民自治を実現するためにも政治主導をしっかりと主張してまいりたいと考えております。どうか、議会の皆様、一緒に力を合わせて国に対して主張していただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田利幸） 上島一彦君。

○上島一彦議員 国出先機関改革の最大のメリットは、国と地方の二重行政解消、事務の集約化により、行政のスリム化を図ることです。また府県を越える広域的な事務については、国出先機関の事務だけではなく、府県が実施しているものについても広域連合に集約し、一元的に実施しないと二重行政は解消されません。今、構成府県も地域主権へ大きく踏み出す覚悟が必要であります。

そこで、国出先機関の移管後に、府県事務も速やかに広域連合へ切り出し、人員組織の最適化を図るべきですが、井戸連合長の見解を伺います。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 府県を越えて広域的な事務処理が望ましいものにつきましては、国からの移譲を受けるだけではなくて、我々も持ち寄って基本的に一元処理をしていく。これが基本になる。ご指摘のとおりだと思います。ただ、問題は何が府県を越えて広域的な処理をすることが望ましい事務かということになってまいります。例えば、もう既に国道の整備も管理も府県が受けているわけでありましてけれども、広域連合に国道の整備・管理を受けているものについて引き上げたほうがいいのかというようなことにまでなりますと、結果としてせつかく府県におろした事務が広域連合に吸い上

げてしまうということになり、結果として二重行政は解消されるかもしれませんが、地方分権ですとか、あるいは事務の再配分という面でいかがかということにもなります。したがって、私どもとしましては、このようにどんな事務を受けていくことがご指摘のように二重行政の解消ですとか、あるいは地方分権の推進に資するかというような観点も含めて、そして住民の、府県民のメリットを基本にしながら、検討していくべきものではないかとなると、具体的に我々が今実施しようとしている国の事務移譲に関連するような事務の中で、どの事務ならば広域的に処理するのが望ましいのかという見地で具体の検討を進めていくべきではないか、このように考えている次第でございます。

○議長（吉田利幸） 上島一彦君。

○上島一彦議員 先ほど、井戸連合長が言われましたように、広域連合は府県事務を併存するという性格上は、例えば3けたの国道などは府県のほうに置いておいたらいいいというふうな判断もあろうかと思いますが、これはこれから積み上げていく中で、例えば道州制に移すということであれば、すべて広域連合なり、道州といった形に持っていったほうがいいという考え方も将来ではあろうかと思えます。

2月9日のアクションプラン推進委員会では、内閣府から広域連合の執行機関について、独任制の連合長から合議制の理事会とする2案が示されました。この2案はいずれも構成府県の知事が連合長や理事を兼務するとした上で、常駐できない知事にかわって特別職、または一般職の執行役を設置しようとするものです。地方の組織を地方で決定するのであれば、余り細かいことは大きなお世話であるんですが、関西広域連合では理事会制の導入、事務総長の設置について検討されていると伺っています。国出先3機関の移管を受け、府県から持ち寄る事務とあわせて、より総合的な行政を展開していくには、現在の広域連合と出先機関から移管する組織を再編・統合するべきではないでしょうか。仮に移譲できない事務が膨らみ、そのために国出先機関の組織を残すようなことになれば、二重行政を解消するどころか、三重、四重行政を生み出しかねません。井戸連合長はパーフェクトな丸ごと移管を進めるために、どのようなスタンスで望むのか伺います。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 組織のあり方については、私どもはアクションプラン委員会で基本的には連合の主体性にゆだねるべきだということを主張しております。ただ、国としてどうしても注文をつけたいという意見も強くございますので、そのようなせめぎ合いの中で適切な制度にしていきたいと思っております。

例に挙げられました連合組織の内部組織に関連しましても、例えば環境でございますと、もう既に環境局があるわけでございます。それに環境事務所が国から移譲されたとすれば、広域環境局と一緒にした組織にするのが適当だということになろうと思えます。これは同様に広域産業振興局も同様だと考えます。経済産業局の事務が移行されれば、それと同一の事務処理組織を持てばいいということになろうかと思えます。ただ、国土交通省の近畿整備局の事務は、今まではそれぞれの府県は行っておりますけれども、連合としては広域インフラの検討以外を持っておりません。したがって、これについては新たな組織が必要だということになるのではないかと考えております。

そして、必ず執行役というのを置くのか、置かないのかというような点については、要は事務の責任者をどういう形で設置すればいいのかということでありまして、局を置けば

局長が当然必要となるわけでありますので、それを執行役と称するなら称するというような弾力的な考え方で望むべきではないか、このように考えているものでございます。

最後に一番必要なことは何かといいますと、国に留保される事務が残って、国の出先機関が居残ってしまうということが、部分的であっても居残ってしまうということが一番国民経済的に見ても不経済、二重行政の典型になってしまいます。そのような意味で、原則、丸ごと移管は国の出先機関を残さないために我々は要望しているということでありますので、そのような意味でもご理解をいただきながら、推進方よろしくご指導いただきたいと存じます。

○議長（吉田利幸） 次に、杉本 武君に発言を許します。

杉本 武君。

○杉本 武議員 大阪府の杉本 武でございます。

3月11日から1年を迎えるわけでございますが、私、昨年6月にカウンターパートであります岩手県に行ったときに、現地事務所で、これからの課題は瓦れき処理だということを言われたことを今、深く脳裏をよぎっております。被災地では、まだほとんど瓦れき処理が済んでおりません。瓦れきの山から火災が発生したりしております。早期の瓦れき処理なくして被災地の復興はあり得ないわけであります。京都府の山田委員から、関西ではフェニックスで焼却灰を処理しているから、災害廃棄物についても混乱しないように統一した基準とつくるべきとの提案があり、大阪府の基準をベースにいたしまして、広域連合でも統一基準をつくることになりました。広域連合については、現時点で宮城県、岩手県が希望している約400万トンのうち、東京都が3年で約50万トン进行处理する計画の中、ことし1月末で2,400トン程度の処理であります。山形県では一部処理されているものの、静岡県島田市では試験焼却が行われているという遅々たる歩みでございます。

連合長はフェニックスへ持ち込むための基準として、統一したものをつくり、それでフェニックスに対して検討してくれと言って、フェニックスものつてくると言われております。連合長自身もフェニックスの管理委員会の委員でございますし、大阪府や京都府の知事も管理委員と聞いております。トップダウンで進めることもできると思います。フェニックスでの受け入れについて、ご所見をお伺いしたいと思います。

瓦れき処理はスピード感が大事であります。ただ、県民や府民の健康が第一であるということは言うまでもありません。そのため専門家会議を設置するというところでございますが、先ほどとも意見がかぶりますけれども、どういうスケジュール感でどのような内容の検討を行うのか、再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 杉本議員ご指摘のとおり、災害瓦れきの広域処理について、関西広域連合としても積極的な対応をしていく必要がある。私どもは特に10何年前に阪神・淡路大震災を経験して、そのような各種の支援を受けてきただけに余計に強い思いを持っております。ただ一方で、大変府県民の皆様自身が心配をされていることも事実でございます。そのような中で大阪府のほうで一定の処理基準を設定されました。前回の委員会でもそのことが話題になりまして、もし各県が大阪と同じような形で個別に委員会をつくって、個別に議論をして、そしてそれぞれの数値が異なるとなるとますますまた、府県民に混乱を起こしてしまうということもございまして、関西広域連合

として統一的な基準設定ができないだろうかということを受けまして、統一的な基準設定についての専門委員会の立ち上げをして、そしてそこで検討していただいて、次の段階として具体的な処理の手順を決めていこうということにしたものでございます。

先ほどもご説明いたしましたように、ほぼメンバーが決まりまして、近いうちに検討委員会も議論が始まります。そして、我々としましては、やはりもう既に大阪で基準設定がされておりますので、それを十分踏まえながらご議論していただいて、よほどの異論がないのであるならば、統一的な基準として進めていただくことができないかなというふうには思っておりますが、これは専門家にお任せしたい、こう思います。

さて、関西全体で取り組むとしましても、ポケットというのはどこにあるのだろうか。関西広域連合が持っているわけではありません。基本的に府県も持っているわけではありません。ただ、関西の強みは共同でポケットを持っておりますフェニックスでございます。そのような意味で共同で持っておりますフェニックスは1つの有力な候補として、検討をお願いしていく必要が出てくるだろうという意味で、私もフェニックスの関係者として、現実に既に検討はしていただいておりますが、さらに具体的な手順なりについて、検討を進めて対応ができるようにしていきたいと考えております。ただ、一番の問題点はセシウムは非常に水溶性が高いということでございます。したがって、フェニックスの今の水の中に瓦れきをほうり込むというわけにはなかなかいかないのではないかと。そうすると、水には接しないような処理の方法があるのか、ないのか。そして、それについては、先日の委員会で環境省の担当課長さんから国としても安全確認をきちっとしたいというふうに申されておられましたので、国のほうとも最終的な安全確認をいただいた上で処理をしていく、このような運びになるのではないかと。この個別評価を前提にしながら、対応を考えていくようにしたいと考えております。

スケジュールでございますけれども、できれば今月中には委員会で議論をしていただいた上で、私どもに報告をいただいて、3月25日に次の委員会を予定しております。その次の委員会で、その報告を踏まえた上で連合としての方向づけができればと考えているところでございます。

大変難しい問題ではありますが、冒頭も述べましたような地域でもございますので、できるだけ府県民の理解を得ながら推進を図りたい。そのためのご指導もよろしくお願いいたします。

○議長（吉田利幸） 杉本 武君。

○杉本 武議員 関西広域連合では、福島第一原発事故を教訓といたしまして、原子力発電所周辺の安全性の確保とともに、電力の安定的な確保が図られるよう、8月に関西電力と原子力事業者へ申し入れを行い、関西電力とは本日、覚書の締結に至ったとお聞きいたしております。2月20日には、高浜発電所3号機が定期検査のために停止し、関西電力の11基すべてが停止をいたしました。原子力発電所の再稼働については、さまざまな議論がなされております。地球環境を考えると、現在の火力発電所をフル稼働するという状況は正常な状態とは言えないとも思います。

さて、福島第一原発事故では、情報の不足が住民の避難のおくれや、住民の不安の原因となったとも考えられておりますが、今回の覚書の締結により、府県民の安全・安心をどのように確保していくのか。さらに覚書の第1条第5項では、非常時の情報共有以外にも、

平常時に関西電力と定期的な情報共有の場を設け、互いの情報交換と連携を図るとの項目が盛り込まれておりますけれども、具体的にはどのように進めていかれるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） ご指摘のように、福島第一原発の災害で、迅速・的確な情報が十分に住民に提供されずに混乱と不安も招いた。これは事実でありますし、現在、いろんな各機関で検証がされているところでございます。このような事態もあったということも教訓に、本日締結しました覚書では、万全の安全対策、あるいは不測の事態や異常事態の迅速な通報連絡、定期的な情報共有の場の設定、この3つを柱にいたしております。あわせて、再生可能エネルギーの開発についても尽力をしていくんだ、広域連合とも協力していくんだということをうたっているものでございます。

原子力発電所の安全確保を図っていくということはもうもとよりであります、そのためには保守管理の状況ですとか、安全施設の整備状況について、平時から情報共有を得ることが必要だという意味で平時の連絡体制もつくらせていただきました。

また、異常事態等の連絡通報が、もしあったとしますと、関西広域連合としましても環境モニタリングなどの関係府県のデータも集めまして、直ちに府県民にわかりやすい情報提供を報道発表やインターネットなどを通じまして公表していきたいと考えています。

また、さらに拡散などについての体制を備えたほうがいいということである場合には、避難の準備などについても、適宜適切に連絡をして依頼をしていくことになろうと考えています。

いずれにいたしましても、現在、国におきましても、検証結果とか防災指針の改定などを行おうとされておられます。また、関西防災・減災プランの原子力災害対策編も骨格は今年度中にまとめますが、来年度、本格的に策定することにいたしております。その中でもモニタリングとか被爆医療とか流通食品対策とか広域避難調整など、関西全体としての対応を明らかにしてまいりますので、それらを踏まえた上で、また、さらに関西電力とこの覚書でカバーし切れないような点があるならば相談をしていく。また、カバーをしているのであるならば、情報の共有化を深めていく。このような対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田利幸） 次に、富田健治君に発言を許します。

富田健治君。

○富田健治議員 大阪府の富田健治でございます。先人の皆さんとかなりダブりますが、その点をお許しいただいて、お尋ねをさせていただきます。

私のほうは、東日本大震災における災害廃棄物のことだけでございます。

まず1点目、災害廃棄物の広域処理ということでは、これはもう大震災によって発生した災害廃棄物は岩手県で475万トン、宮城県で1,569万トン、福島県で208万トンでございまして、合計2,252万トンと、それはもう膨大な量でございまして、私も2回ほど現地を見させていただいております。ものすごいなと思いましたが、本当に。2月20日に環境省が発表した災害廃棄物処理の進捗状況を見てみますと、ほぼ1年、震災後たとうといたしているのですが、岩手県で8%、宮城県5%、福島県で4%は処理されているだけというような、本当に厳しい状況でございまして、広域処理をしているのは東京都と山形県だけと

というのが実情でございます。岩手県と宮城県では、県内処理を基本に仮設の焼却炉を設置したり、最大限のことをやっておられますけれども、これ3年で片づくのかと、処理できないということですから、もう無理だということで、広域処理を希望しておられるわけでございます。阪神・淡路大震災のときは、関西や関東の府県などが広域処理に協力していただいて、3年以内で災害廃棄物を処理し、復興につなげていったということがございますので、今回こそは、こちらが助ける番ではないかと思うのですが、この点いかがでございますか。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） こちらが助ける番だと思っております。それは関西で、特に兵庫県は阪神・淡路大震災で復旧・復興に当たりまして、いろんな意味で支援を受けてきました。そのおかげで今日があるわけでありますので、被災地の状況でできることは引き続き、私どもも支援をし続けていくという決意でございます。その1つに、この災害瓦れきの広域処理の問題もあろうかと思えます。ただ、災害瓦れきの広域処理の問題につきまして、ある意味で我々が全体計画を明確にしてほしいと言っております趣旨は、なるほどボリュームは非常に多いですが、どうして現地で仕分けができないのだろうか、どうして現地でポケット処理ができないのだろうか。災害被災地は無理かもしれませんが、土地が少なく。しかし、例えば岩手県、宮城県、福島県全体で見ますと大変広い土地がらでございます。そういう中で、なぜそういうことができないのだろうかということについて、まだ明確なご説明なりをいただいたことがないんです。ボリュームが多いから広域処理だ、だから、広域で引き受けてほしいというお話は何ってはおあります。それから、何ができるかを提案してほしいというようなことも言われています。ですけれども、何をしてほしいのかを、そういう全体の処理の中でこの部分とこの部分を引き受けてくれたら非常にスムーズにいくのだがというような具体の依頼にはなっていないというのが実情なんです。だからといって、手をこまねくわけにはいかない。それで、私どもとしては、できる限りの自分たちなりの手順を踏んでいく必要があるなということで、広域連合でも全体としての数値の基準の検討などを始めて、その次の段階に進んでいきたい。そういう努力をしているのだということにご理解をぜひいただきたいと思えます。

○議長（吉田利幸） 富田健治君。

○富田健治議員 岩手県は確かに広い県です。それはもうすごいです。花巻において、宮古まで走ろうと思っても本当に時間がかかりますから、何で岩手県の中で片づかない部分が出てくるのかと、片づいているのかと。海岸線はもう狭いです、おっしゃるようにね、本当に狭いです。これはもう無理だと。これを片づけないと、復興も何もないという感じは実感として持っていました。処理基準、これは我々、今お話を聞いておりますと要するに、もう間もなくという感じで非常に喜んでおります。カウンターパートの岩手県と4月からの調整をして職員の派遣とか、それはもう、ものすごい喜ばれましたし、今度復興庁もスタートいたしました。それで、災害廃棄物の受け入れに向けた放射線の専門家による検討会議も今、もうおっしゃるようにスタートすると、そして3月25日に連合委員会でうまくいけば、統一した基準を設定していただけるということなので、これは非常に安心したんですけれども、ちょっといつも思いますのは、ずっと思っていますのは、何で今ごろそんなことを、もっと早く統一基準を何でつくられなかったのかなと思うのですが、

ちょっとこの点だけ、1点だけで結構ですから。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 広域連合として、災害瓦れきの広域調整に取り組むべきかどうか、具体の私どもとして調整権限があるかどうか。これは規約等を見る限りは、なかなか難しい点もないわけじゃありませんが、特に市町村の仕事だということでございますので、広域調整の仕事は府県単位で府県が担っているということでもありますので、そういう問題もありましたが、いずれにしても各県がばらばらの取り扱いをすると、とても府県民に納得していただくことができないということもございまして、それならば広域連合で専門委員会をつくって対応させていただいたほうがいいのではないかとということになったわけでありまして。それまで、もっと早くそれだったら委員会を発足させたらよかったんじゃないかというお尋ねもあると思います。それは、まずは国に対しまして、処理の手順ですとか、放射能の基準の違いに対する説明ですとか、あるいは全体計画を明らかにしてほしいとかというような点について、広域連合としてお尋ねをしておりました。その回答が1月26日にあった。担当課長がやってきて回答をしたということございまして、それから具体的な基準づくりなどに移らせていただいているということでございます。しかし、もうちょっと早くやればよかったんじゃないかというおしかりは十分強く受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田利幸） 富田健治君。

○富田健治議員 これでは最後でございますが、大阪府では被災県から委託を受けて瓦れきを運搬して、それを小分けして市町村に焼却してもらうように考えているわけです。東北は遠いので海上輸送が効率的だと思いますし、市町村単独はこれはできません。また、京都府や滋賀県は海上輸送ができないので、広域連合として受け入れて、まとめて被災地から運んできて協力していただける市町村に小分けして焼却してもらうのが効率的であり、そして焼却した灰は、先ほど来のご議論でございますフェニックスでまとめて処理をするということで、まさに広域連合を結成した意義があると思われまして。私は広域連合として災害廃棄物の受け入れを実施すべきではないかという考え方が強いのですけれども、そして広域連合としてですよ。そしてまた各府県で受け入れることで統一基準をつくるということが合意したというのであれば、既に各府県で受け入れに向けた検討が進んでいると思うのですけれども、大阪府のようなまとめて府県が一括契約をしたり、運搬を担うなど焼却炉を持っていない各府県ですね、府県は持ってないですから、先ほどおっしゃってられますように。どのような役割を担って、どのように受け入れを進めていく予定なのか、できましたら各府県ごとで簡単に結構ですからお示しをいただけたらと思っております。お示しいただいたら、質問は終わりでございます。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合として、基準を取りまとめた後、どのような対応がシナリオとして書けるのか。できれば提案をしていきたいなあと、こう思っているのですが、そこまでのシナリオづくりまでできるかどうか、これが最大の問題点、課題でございます。基本的には処分機能を持っておりますのは各市町村でございます。ただ、関西の強みはフェニックスという、もう一つの共同で設置している受け皿がある。したがって、市町村とどういう取り扱いをしていくのかを相談させ

ていただく。それはやはり各県ごとに取り扱いの差があってもいいのではないかと、このように思っております。ただ、フェニックスの問題は、富田議員からのご指摘にもありましたように、広域連合として統一的に相談を進めていくということも1つだと思っております。そのような意味で各県ごとにそれぞれの取り扱いの仕方というのを検討していただくというのは基本になるのではないかと、このように思います。ただ、その場合でも早く処理基準をお示ししないとイケませんので、急がせていただきたいなど、こう考えている次第でございます。

○議長（吉田利幸） 富田健治君。

○富田健治議員 各県の状況、どんな検討状況なのかなということがちょっと気がかりなのでお尋ねをしたのですが、ある程度差があつていいだろうと、本当にちゃんとなるようにそれぞれ工夫して頑張ろうという話だと思います。安全と安心は違うということを知ったのです、私現地で。ですから、やっぱり基準がしっかりしていることと、また安心につながることはまたちょっと別なので、基準はもちろんしっかりしてなくてはなりませんし、あとは丁寧にそのことをご理解いただけるように、やっぱり信頼に基づいて進めていただくということだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 次に、大野ゆきお君に発言を許します。

大野ゆきお君。

○大野ゆきお議員 兵庫県の大野ゆきおでございます。大きく2つの項目について、質問をいたしたいと思っております。

第1番目は、広域応援訓練について質問いたします。

その1は、平成24年度広域応援図上訓練についてであります。

昨年の3月11日、言うまでもなく国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震によりまして、東日本大震災が発生をし、東北地方を中心に死者・行方不明者合わせて1万9,000人を超えるという甚大な被害をもたらしました。被災された方々に改めて心よりお悔やみを申し上げますとともに、心からお見舞いを申し上げます次第でございます。被災地の一日も早い復興を願い、関西広域連合として、今後とも最大限の支援を継続していかなければならないと考えております。それで、私たちの住む関西に甚大な被害を引き起こすことが懸念をされております東海・東南海・南海地震の発生する可能性は、今後30年間で60%以上とされ、政府の中央防災会議の平成15年9月の被害想定では、死者数約2万5,000人、全壊家屋棟数約55万棟と、東日本大震災の被害を大きく上回っております。また、三連動地震の規模は、これまでの想定よりも大きく、東日本大震災と同規模のマグニチュード9.0クラスの地震となる可能性も心配をされています。西日本では、これまでに発生した東海・東南海・南海地震の前後には内陸の地震活動が活発化していることがわかっております。関西には、私の住む姫路市の近くを通る山崎断層をはじめ、生駒断層帯、上町断層帯、京都西山断層帯など、数多くの活断層が知られております。東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害発生時においては、広域連合を中心に構成府県や市町村、さらには防災関係機関が連携をとって対応することが求められ、これらの活動が迅速・的確に行われるためにも訓練をしっかりと実施をしていく必要があります。また、広域防災局では、今年度、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害発生時における広域連合

等の取るべき対応方針や、その手順を定める関西防災・減災プランを定めているとされています。このプランには、職員を被災地に派遣して、情報収集を行う先遣隊の派遣、被災地について知事が集まって協議を行う災害対策本部会議の開催、被災府県等に応援職員を派遣して継続的に情報収集や支援を行う現地支援本部等の設置・運営、その他、国等の防災関係機関と連携した救援物資の送付や被災者の受け入れ等の応援・受援活動について記載をされています。このプランを真に実行あるものにするためには、広域図上訓練を実施し、迅速・的確に行動できるか確認しておくことが不可欠であります。また、平成 24 年度から政令市も広域連合に加入されることから、府県と政令市の連携という視点も必要であります。

そこで、平成 24 年度の広域防災事業の中でも、もっとも大きな事業であります広域防災図上訓練について、どのようなことを目的にして、どのような訓練を実施しようとしているのか、お伺いいたします。

この項の 2 つ目は、近畿府県合同防災訓練についてであります。

関西では、阪神・淡路大震災を教訓に、震災のあった平成 7 年度から福井県、三重県、奈良県も含め、近畿 2 府 7 県の持ち回りで図上訓練であります近畿府県合同防災訓練が実施をされています。平成 24 年度の訓練の開催地が我が兵庫県で、ちょうど 2 巡目の最後に当たります。広域連合は構成府県の広域防災訓練を行うことも重要な目的の 1 つであります。今回兵庫県で行われます近畿府県合同防災訓練におきましても、広域連合が担う広域応援、広域受援の仕組みをしっかりと実践する必要があると考えます。

そこで、新しいスタートというべき平成 25 年度以降の近畿府県合同防災訓練について、今後どのような訓練を実施されようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 広域応援訓練についてのお尋ねでございます。

まず平成 24 年度の広域防災訓練についての内容でございますけれども、たまたま今回、兵庫県が近畿各県の総合防災訓練の当番県に当たっております。したがって、その当番県としての実施に当たって、やはり広域連合の防災・減災プランができ上がった直後でもございますので、できるだけ関西の広域計画に従った防災訓練を実施したいということで検討を進めているものでございます。

図上訓練でございますけれども、広域の図上訓練でございますので、関係機関が非常に多ございます。東海・東南海・南海地震を想定して、構成府県や連携団体、政令市も含めました連携団体のほかに警察、消防、自衛隊、海上保安庁、ライフラインの事業者等の防災関係者が一堂に会しますとともに市町との連携、あるいは専門職員との連携など、一堂に会して訓練を行うということを計画しております。既に平成 16 年だったと思いますが、一度このような大きな図上訓練をやらせていただいたことがありました。今回は、そのような防災・減災プランの具体的な実行ということを念頭に置きながら、災害対策本部の設置、運営手順、意思決定のプロセス、先遣隊や現地支援本部の設置などの被災現場からの情報収集、職員の派遣や救援物資の応援や受け入れのコーディネート機能などを中心に対応していきたいと考えております。

平成 25 年以降の近畿府県合同防災訓練をどのような形で進めていくかでございますが、平

成 24 年度に実施します今回の訓練内容をもちろん踏まえまして、その課題を解決して、より実効性のある訓練にしていきたいと考えておりますが、これはこの近畿府県合同防災訓練は近畿府県の各県の協定に基づいて実施をいたしております。さて、これは近畿知事会と同様なのでありますが、関西広域連合との関係でどのように取り組んだらいいのかということになります。私としましては、関西広域連合とこの近畿府県合同防災訓練と合同した形で実施をさせていただくのか、それとも関西広域連合と関西広域連合に参加をされていない府県との協定をつくり直して、そして防災訓練を実施するのが望ましいのか、それとも別途、別の形がありうるのか、協定の内容につきましては検討を加えさせていただきたいと考えておりますが、実質的な訓練内容は、次々毎年の訓練を積み重ねて、その成果を反映させていくようにしていきたい、このように考えているところでございます。

今年は予算におきましても、関西広域連合の予算にこの防災訓練の予算を上げさせていただいておりませんのは、兵庫県が近畿府県の合同防災訓練の申し合わせによります最後の県に当たっておりますので、ちょうど私も最後の県としての役割を果たしていただいた後の平成 25 年以降の今後のあり方をご相談申し上げるのが望ましいのではないかとということで、兵庫県で行われる近畿府県の防災訓練を踏まえた上で、今後の体制を検討させていただこうとしています。

○議長（吉田利幸） 大野ゆきお君。

○大野ゆきお議員 我々兵庫県は 17 年前に阪神・淡路大震災という大変な災害を受けております。その兵庫県が来年度担当でございますので、まさに今後の広域防災の模範となるような訓練をぜひとも実施をしていただきたいと、そう思います。

第 2 項目に入りたいと思います。

関西広域連合の今後のあり方について、質問いたします。

昨年 11 月の大阪ダブル選挙を制した大阪維新の会は府と大阪市などを再編する「大阪都構想」を掲げ、大阪大都市制度をめぐる議論は国政レベルで今活発化をしています。

さる 2 月 16 日に開催をされました地方制度調査会の専門小委員会でも橋下大阪市長に「大阪都構想」に対する意見聴取が実施されたところであります。大阪維新の会の国政への影響力が増し、さらに大阪維新の会みずから国政への進出を表明したことによりまして、もはや政界再編実現できるまで影響力が高まったという見方もあるくらいであります。このような中、私が注目しますのが「道州制」についてであります。

既に大阪維新の会は次期衆議院選挙の政権公約、いわゆる「船中八策」の柱の 1 つとして、道州制の実現を掲げようとしてされています。井戸連合長が言われておりますように、大阪都構想の議論と道州制の議論は別次元の問題であり、国政レベルの大都市のあり方の議論がそのまま道州制の議論につながることはないという考え方もありますが、私は維新の会が道州制の実現を掲げる限り、国政レベルでも道州制の実現に向けた議論が始まるのは不可避のように思っております。振り返れば、関西広域連合の設立に向け、構成団体知事が最後に集まった平成 22 年 8 月の第 6 回分権改革推進本部におきまして、当時の井戸副本部長から広域連合は府県との併存を前提とした設置根拠も道州制とは異なる組織であり、広域連合がそのまま道州に転化するものではないと説明をされておりますが、一方で道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねた上で関西みずからが評価をし、検討していくとも発言をされて

おられます。もちろん関西広域連合が設立してからようやく1年が経過をした現在、評価・検討をする時期は少し早いかもしれませんが、しかし、これまで述べてきましたように道州制の実現に向けた議論が加速化をし、大阪府民を中心に道州制でいいのと違うのかというような世論も広まり、実現・可能性が増していくことも想定がされます。私は現段階においても、関西広域連合の今後のあり方、言いかえれば、これが今後の広域行政システムのあり方になると思いますが、これについての一定の考え方を整理しておく必要があると思っております。

そこでこのような動きをすべて踏まえた上で、いま一度原点に立ち返って、道州制への移行も含めた関西広域連合の今後のあり方について、井戸連合長のご所見をお伺いいたします。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 現在のところ、大野議員が述べられましたように設立の際に申し上げたとおり、道州制と広域連合とは全く性格が異なる組織でありますし、地方自治法の規定に基づいて各府県が合意の上で広域行政のために設立する広域連合と、府県をなくしてしましまして一定のブロックの中に新しい組織として設置する広域行政組織としての道州制と、基本的に異なるものと考えております。

私が将来の道州制についての取り組みについてふれさせていただいたのは、実を言いますと広域連合の組織が十分に機能するという評価を広域連合に参加している府県民がいただくようになれば、道州制がなくても広域行政は十分機能するのではないかということになると考えたからであります。しかし、一方で道州制のねらいは広域行政を適切に処理するだけではない、国の形を変えるんだ。つまり、今のような閉塞感が漂っている日本をこのままの統治形態だけでは打破できないのではないか。だから道州制という新しい形態を持ち込もうとするんだという、こういう立場も推しようもあるかと思っております。これについては、国政レベルで十分ご議論を賜るべき課題だと思っておりますが、今までの検討経過を見てくる限り、国の形を変えるというよりは地方の形を変える検討のほうばかりが道州制論議でもされてきたくだけがあるのではないだろうか。それならば、国の形をどう変えていくのかという点についてのもっと明確なメッセージが道州制について議論を深めるならば必要なのではないか。このように思っております。ともあれ、関西広域連合は、その役割と期待をきちっと果たしていくことによって、私は道州制に対する十分アンチテーゼになりうるのではないか、このように考えている次第でございます。

○議長（吉田利幸） 大野ゆきお君。

○大野ゆきお議員 ありがとうございます。恐らくそういう答弁ではないかと思っておりますが、ただ心配なのは、おのおの前に座っておられます7名の委員の方が皆同じ思いであるのかどうか。また、我々ここにおります20名の議員が同じ思いであればよろしいわけでございますけれども、その点をしっかりと意思統一していかなければ厳しい。いつも感じております。なぜ奈良県が入ってこないのか。関西は一つと言いながら一つになれない部分は、これは非常に弱いところでありまして、今回議会の問題で恥ずかしい話であります。政令市加盟に当たって残念ながら現時点においてまだ定数が決まらない。こういうことが続きますと、まさに国の思うつぼでありまして、「ほら、できないじゃないか」と、こう言われてしまう、そんな気がしてなりません。何とかここを一つしっかりと心を

一つにしながら、関西広域連合模範の連合として頑張っていきたいと思っております。どうか、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（吉田利幸）　ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後 3 時 50 分といたします。

午後 3 時 24 分休憩

午後 3 時 52 分再開

○議長（吉田利幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福山 守君に発言を許します。

福山 守君。

○福山 守議員　徳島の福山でございます。

私のほうからは、平成 24 年度予算や分野別広域計画の審議に当たり、幾つか質問したいと思いますが、今回は特に広域観光・文化振興と広域医療の 2 点にしぼりまして、ご質問をさせていただきます。

まずは、文化振興と連携した観光誘客の促進について、お伺いをいたします。

関西広域連合が関西から新時代をつくるとの気概のもと、分権型社会の実現へ関西全体の広域行政を担う責任主体、国の出先機関の事務の受け皿づくりを大きな柱にして、一昨年 12 月に設立されてから、はや 1 年余りが経過したところでございます。この間、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、カウンターパート方式による被災地へのきめ細やかな支援をはじめ、昨年夏、またこの冬の電力供給不足に対する積極的な節電への取り組みなど、連合設立時には予定されていなかった重要かつ緊急的な広域行政課題にもスピーディかつ効果的に対応しており、責任ある新しい広域行政主体の形を全国に向け発信するなど、その大きな役割を果たしてまいりました。

また、施策面においては、ドクターヘリの広域運航、中国や韓国へのトッププロモーションの実施、日産自動車とのビジネスマッチング商談会の開催など関西全体の発展のため、スピード感を持って、積極果敢に展開してきたところであります。

さらに来年度は、本日提案されております分野別広域計画をもとに、関西に共通する広域課題の解決に向け、本格的な事業着手の年となり、2,000 万人を超える府県民の皆様に連合のメリットを実感していただく、まさに飛躍に向けた 1 年となる重要な時期を迎えることとなります。

このうち、アジアの文化観光首都をめざすとする「関西観光・文化振興計画」では、文化振興などとの連携を戦略テーマの 1 つに掲げ、平成 24 年度には人形浄瑠璃をテーマとした「文化の道事業」が計画されていると伺っております。西宮の人形操りが起源となり、京都で三業一体の人形浄瑠璃の形に成立。大阪では文楽として栄え、淡路、徳島が大きな役割を果たして、全国各地に広めたほか、滋賀、鳥取でも深く歴史を刻み、地域に根づいた文化として伝承されるなど人形浄瑠璃は、まさに関西文化を代表する宝であり、これらをつないでアピールしようとするこの事業は、まことに意義深い取り組みであると思えます。

昨年の京都に続き、ことしの秋、関西の地で連続して開催される徳島の「国民文化祭」では、人形浄瑠璃を主要な柱としてとらえ、重点的に事業を実施する計画であります。文

化の道事業の実施に当たっては、この国民文化祭としっかりと連携することにより、より一層効果的に国内外に向け、アピールすることができるのではないのでしょうか。また、広域連合としての強みを生かし、関西一丸となり進めることは言うまでもなく、こうした取り組みをさらに意義あるものとするためには、やはり単年度の取り組みに終わることなく、継続していくことが重要でありますので、その点も強く要望しておきたいと思っております。人形浄瑠璃をはじめとする関西ならではの文化資源にテーマ性を持たせて線で結び、その魅力を効果的にアピールすることにより、夜空に輝く星座のように一つ一つがきらきらと輝きつつ、全体がひときわ大きく美しく輝く関西ブランドとして、国内外の人々を魅了し、海外からの観光誘客にとっても大きな武器になるのではないのでしょうか。

そこで、広域観光・文化振興担当委員である山田知事にお伺いをいたします。

関西文化を代表する人形浄瑠璃をはじめ、文化振興と連携した観光誘客の促進に、どのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いをしたいと思っております。

次に、関西広域救急医療連携計画について、お伺いをいたします。

当初は、広域的なドクターヘリの配置、運航計画を中心とした計画策定を行うことと聞いておりましたが、3月11日の東日本大震災を機に三連動地震など大規模災害発生に備えた広域災害医療体制の整備・充実に関する内容を新たに盛り込むなど、まさに時宜を得た計画策定が行われたものと考えております。日ごろから本県の飯泉委員が言われておりますように、今後は本計画を絵にかいたもちではなく、府県民が広域医療のメリットを実感できる実効性の高い計画としていく必要があります。

特に、計画の柱である「ドクターヘリ事業」については、府県民の命に直結する大変重要な施策であり、平時はもちろん災害時などにおいても救急患者の搬送手段として、極めて有効なものであります。

計画においては、広域的な運航体制の整備に向け、京都府南部や兵庫県淡路島への運航拡大、また将来の配置構想として、兵庫県南部や滋賀県全域及び京都府南部を運航エリアとする京滋地域への追加配置について、検討を進めるとのことですが、少しでも早く関西全域がカバーされるよう積極的な推進を期待するとともに、導入する以上は地域で十分な活用が図られ、助かる命を助けることができる体制構築にしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。そのためには、地元市町村をはじめ、病院や消防など関係機関との連携体制の構築はもちろんのこと、もっともその恩恵を受ける府県民のドクターヘリ導入に対する理解と機運醸成を図っていく必要があると考えます。

そこで、広域医療担当委員である飯泉知事にお伺いをいたします。

こうした理解や気運醸成に向け、今後どのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いをいたします。ご答弁をいただきまして、終わりたいと思っております。

○議長（吉田利幸） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 福山議員のご質問にお答えいたします。

文化振興と連携した観光誘客の推進でありますけれども、本当に文化というのは、関西の本当に大きな魅力だというふうに思っております。長い年月、育まれてまいりました関西の文化は、これは日本はもとより世界を魅了するものであります。ただ、一過性のものに終わってしまいますと、これは物見遊山に終わってしまい、本当の意味での日本の真の文化を理解してもらおうということになかなかならないのではないかとこのように思ってお

ります。私どもの真の日本文化を理解していただくためにも文化の蓄積とバラエティというものをしっかり示して、その深さというものをこれから日本人にも、また海外の人にも味わってもらふ必要がある。

その中で、これは人形劇というのはもう、世界共通の芸術でありまして、大変関心が高い。その人形劇のメッカはやっぱり日本では関西ではないか。しかしながら、関西といっても例えば大きな人形の頭と大振りな人形操作が特徴の徳島の阿波人形浄瑠璃、そして精巧で繊細な表現や、これはたしか淡路の人形浄瑠璃で学んだ方がイギリスへ行ってつくった人形劇がたしかサンダーバードですから、そうした面でも世界にも影響のある兵庫県の淡路人形浄瑠璃、また世界無形文化遺産であり、大変これは洗練された芸風の大阪の文楽など、それぞれの特徴を生かすことによって、本当の意味で関西の文化を理解していただけるのではないかとということで、この文化の道として、私どもは提示をしていきたい。最初はこうした各地の人形浄瑠璃の魅力や特徴というものを総合的にアピールする、まずホームページも含めてしっかりとした基盤をつくっていきたいと思っております。そしてその上で、特に今年は、去年は京都でございましたけれども、徳島で国民文化祭が開催されますので、京都と徳島という関西コンビで2年連続行うわけですから、この国民文化祭と連携した、例えばシンポジウムの開催など人形劇の魅力を伝えることをやっていきたいなというふうに思っております。

ほかにも日本三大古典芸能と言われる能楽、文楽、歌舞伎というものも、実は演目的には能ならば「安宅」ですとか、文楽ですと「鳴響安宅新関」、歌舞伎ですと「観進帳」というぐあいに同じ題をどうやってきちっとアピールしていくのかということが、同じ題でありながらそれぞれの芸によって違う。こういうことを見ていただくことによって、我々はまさに関西の文化の道をつくり上げて、それによって関西が一体となって誘客に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（吉田利幸） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） ドクターヘリの導入に向けました府県民の皆様方のご理解と気運の醸成について、ご質問をいただいております。

このたび上程をさせていただきます「関西広域救急医療連携計画」につきましては、平成24年度をまさに計画元年、このように位置づけまして、今、議員からもお話がございました絵にかいたもちから2,000万人府県民の皆様方に、まさにおいしく食べていただく、広域医療のメリットが実感していただけるように取り組んでまいりたいと、このように考えております

計画の柱でありますドクターヘリにつきましては、救命率の向上、後遺症の軽減などにおいて、非常に効果の高い救急搬送手段でありますことから、本計画におきましては、未整備地域の解消や30分以内での救急搬送体制の確立をめざし、既存のドクターヘリの運航拡大や新たな導入に取り組むことといたしております。既に運航を行っております管内ドクターヘリにつきましては、運航体制が確立をし、地域住民の皆様方の安全・安心な暮らしに大きく実は寄与しているところであります。

こうした実績を踏まえまして、今後、新たに導入を進める際におきましては、地域の住民の皆様方をはじめ、医療機関や消防機関など地域全体において、十分な活用を図っていただけるように、その体制の構築をいたしまして、その効果が最大限に発揮ができますよ

う、導入に対するご理解と気運醸成にしっかりと取り組んでいく必要がある、このように考えるところであります。

このため、来年度新規導入や運航拡大の予定をいたしております。徳島県及び兵庫県淡路島、並びに京都府南部地域におきまして、普及啓発のフォーラムやデモンストレーション飛行の実施をいたしまして、気運醸成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、広域医療局の取り組みを府県民の皆様方にもっと身近に感じていただけますように、管内ドクターヘリにつきましても、広域連合のロゴマークの表示や地域の方々に親しまる愛称の募集を行うことといたしております。

今後とも、ドクターヘリが地域住民の皆様方の命をしっかりとお守りをする上で不可欠なものとなりますよう、広報活動に努め、関西全域におけます安全・安心の向上にしっかりと取り組んでまいり所存であります。

○議長（吉田利幸） 次に、横倉廉幸君に発言を許します。

横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 大阪府の横倉でございます。

関西には政令都市が4つあります。その2つが今行われている議会に、この関西広域連合に加入する議案を提出で審議をされておきまして、また過日の報道を見ますと、京都府が5月、神戸市においては6月にそれぞれ加入の議案の提出をされるという記事が載っております。いよいよこの関西広域連合におきましても、政令都市の加入ということにより充実した連合体になっているということで、大変喜ばしく思っております。

さて、関西観光・文化振興計画の中では、関西広域連合が世界に対して「KANSAI」を売り込む旗振り役として、関西に多くの外国人旅行者を呼び込んでいくための戦力やプライオリティの企画立案などでリーダーシップを発揮していくというふうに書かれております。先ほど申しあげました、この4政令都市がこれまでそれぞれ京阪神堺、京都、また神戸、それから大阪市、堺市のこの4都市で「外客誘致実行委員会」というものを設置いたしまして、この4都市を周遊する観光ルート「関西ダイヤモンドルート」ということで、海外に対してのプロモーション活動などを実施されてこられました。

今回、先ほど申しあげましたように、この4市が連合に順次加入していくということになりますが、これまでこの政令市が行ってまいりましたこの事業、またこれまで積み上げてきたそういった財産などをどういうふうに、この広域連合がその中で融合させていくのかということ、まずお伺いいたしたいと思っております。

○議長（吉田利幸） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 横倉議員のご質問にお答えいたします。

関西の観光について、4政令市が加入したときにどういう形でやっていくのか。まだ加入しておりませんので、余り断定したことは言いづらい面があるのですが、やはり国際観光というものの一番重要性の中では、これはリゾート型を除きますとどうしても周遊型になってくる。そして、その周遊型のときには幾つかの基本があります。

まず、一番な大切な、私どもは関西という、これは周遊型としての拠点、ブランドを築き上げていく。そして、そのときに幅広く、これは関西の持っている文化観光資源の方向、強みを生かしていこうではないかという戦略のもとに、今回まず関西を世界に売り込むと

ということと、新しいインバウンド主張というのは対応ということを一、二番と戦略で挙げてきたところであります。このときに、今回の4政令市が加入するならば、これはまず4政令市の持っている都市的観光の魅力というものをしっかりとつなぐことができるというふうに思います。シンガポールが都市一国だけであれだけ集めているわけですから、それを私たちは4つの政令市をもすることによって、さらにそれを強めていくことができる。また、MICEなんかも京都国際会館というのは、これは京都市が国から委託を受けてやっているところがありますし、そうしたMICE関係においても大きな力を持っている。京都のことばかり挙げて恐縮なんですけれども、ほかにも京都市は二条城も、これは京都市が所有をしているところでもありますので、都市的観光の魅力をうまく関西全体の中で織り込めるといふ点においては、私は4政令市の加盟というのは大変大きな力を持つと思っております。それだけに逆に言うと、今までの私どもの振興計画が、どちらかという広域周遊の中で、ずっとこう関西一円を回るような形で、9つのルートを設定しておりましたけれども、ダイヤモンドルートをはじめとして、新しいルートを加えることによって、そのバリエーションを増やしていくということは、決して関西全体の魅力を下げたものではなく、まさに我々の強烈な力になってくると思いますので積極的に取り組んでいきたいと思っております。既に、私ども京都におきましても、京都市との地域活性化観光特区というものを共同提案しておきまして、こうした政令市とのしっかりとした連携関係を、この関西広域連合でも実現をしてみたいと考えているところでもあります。

○議長（吉田利幸） 横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 広域連合の国際観光でのリーダーシップというのは、民間の事業に対してもぜひ発揮をしてほしいと思っております。昨年9月の末に、関西地域振興財団ができて、関西広域連合がこの財団との連携協力のもとで連携協力して、官民連携を進めるといふようなことを伺っておりますが、現実には関西地域振興財団以外にも大阪、京都、神戸、大津、奈良、和歌山の商工会議所が「関西商工会議所広域観光推進委員会」を組織して、「ワンダフル関西」と題した関西観光ガイドブックを作成し、広域観光ルートを提案したり、また、今年の6月7日から9日には、中国上海、また広州に会頭クラスがトッププロモーションを実施すると伺っております。本当の意味で関西が一つになり、国際観光を進めていくためには、官民連携のもとにより戦略性を持った事業展開が必要であると考えております。

そこで改めて経済団体の事業との一体化をどのように進めていくのかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（吉田利幸） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 民間をはじめ、ほかの団体との融合関係でありますけれども、やっぱり関西の強みというのは、金太郎あめの強みではない。それぞれの地域、またはそれぞれの産業の深み、これが至極のごとく、多極型のごとく、たくさんある。この強みをまず殺してはいけないというのが私どもの基本的なものであります。そして、そういったものをうまく統一的な基盤でしっかりとアピールすることによって関西というもののブランドをつくろうではないかという戦略になっておりますので、私が今、考えておりますのは、これは国際観光に関して行政をはじめ、民間団体が今行っている、そのバイタリティとか、それぞれの府県でやっている、例えばそれぞれ姉妹都市と連携し

ている、これをどんどん生かしていこうではないか、これをどんどんやっていただくことについては、もう全く妨げる必要はないと。さらに頑張っていたらどうかじゃないか。問題はそのときに、ぜひとも関西という味を入れていただきたい。同時に関西というものをアピールすることを行っていただきたいというのが、まず1点で、これをお願いしているところでありまして、各府県が姉妹都市に行ったときも自分の府県をアピールするとともに、関西も今、アピールしていただいているところでもあります。そして、その上に立って、今後は要所要所には、関西に対して全体のプロモーションを行うことによって相乗効果を期待したいということでありまして、こうした展開の中で昨年の中国プロモーションのように、これは関西が一体となっていくということによってやっております。それだけではなくて、その関西のプロモーションの行った後に、まるで散弾銃のように各団体が、各都道府県がその後にもまた動いたりしているわけですね。こういうことによって、非常に関西というものが統一のイメージを持ちながら、それぞれの本当のすばらしいところ、輝きをまた光らせることができる。そういう、これからもプロモーションに努めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（吉田利幸） 横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 経済団体などとの連携とか、協力関係というのは今、観光のほうでお尋ねをいたしました。産業振興分野というのはもっとより重要な問題であると思っております。地域経済の活性化の主体というのは申し上げるまでもなく民間の事業者でありまして、今般まとめられました「関西広域産業ビジョン2011」に掲げる将来像や目標の実現に向けましては、行政の取り組みや、また努力だけではなしに民間企業の活力や学術機関の知恵など産学も含めた、まさに「オール関西」での取り組みが必要であります。

ビジョンには将来像と目標の実現に向けた4つの戦略が掲げられておりますが、今議会に上程されました平成24年度の予算案を見ましても、ビジョンに基づく本格的な取り組みはまだまだこれからというのが実感であります。

関西経済の活性化と再浮上に向けまして、今後「オール関西」で実行ある取り組みを進めていくためには、構成府県が適切に役割を分担し、またしっかりとスクラムを組んでいくことは当然でありまして、昨年末の国の指定を受けた「関西イノベーション国際戦略総合特区」の具体化をはじめ、経済団体等との連携・協力関係をこれまで以上に強化をしまして、官民共同でしっかりとビジョンの具体化と推進を図る体制を構築し、その枠組みのもとでPDCAサイクルを徹底していくべきであると考えておりますが、広域産業振興委員会のご所見をお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（吉田利幸） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 「関西広域産業ビジョン2011」の推進に当たりまして、経済団体との連携強化についてお答えをいたします。

関西は、我が国では首都圏に次ぐ、第2位の経済圏であるということはもう周知の事実でありまして、また、エネルギー、ライフサイエンスといった成長分野における全国有数の研究機関、ものづくりから各種サービス、産業まで多様な産業・企業が集積するとともに、産業活動を支える空港・港湾の産業インフラ面でも、国内有数の基盤が整備をされています。

今般、策定をいたします「関西広域産業ビジョン2011」はこうした関西のポテンシャル

を最大限生かしつつ、関西の産学官が一体となって関西経済の活性化に取り組むことでシナジー効果を発揮し、高度成長期以降の関西の相対的な地位低下に歯どめをかけるとともに、関西がアジアの経済拠点として成長をすることをめざそうとするものであります。

本ビジョンに掲げる将来像や目標の実現に向け、今後戦略の具体化を図っていくためには、構成府県のみならず産学をはじめとした関係機関の積極的な協力を得て、「関西イノベーション国際総合戦略特区」を起爆剤に文字どおり「オール関西」で経済の活性化に向けて取り組んでいく必要があると認識をいたしています。

このため、経済界からビジョンの策定委員にご就任をいただき、さまざまな角度・視点から有意義なご意見を賜るとともに、関西経済連合会や近畿商工会議所連合会等の経済団体との意見交換を重ねるなど、ビジョン策定経過で経済界との連携に努めてまいりました。ビジョンに基づく取り組みをスタートをさせるに当たって、府県間でしっかりと分担・連携しながら事業を推進する体制を組むほか、さらに広く叡智とエネルギーを集めるため、域内の各経済団体と学識経験者のご参画をいただいて、仮称ではありますが、「ビジョン推進会議」を新年度早々に設置をいたします。この中で経済団体とさらなる連携強化にとどまらず、今後の事業推進に当たり、その主体として参画いただくべく、官民共同で広域的なプラットフォームを構築してまいりたいと考えております。

また、進捗管理や取り組みの成果・評価などPDCAサイクルの徹底も、この枠組みを活用し、民間の視点も取り込みながらしっかりとやっております。

○議長（吉田利幸） 次に、山口信行君に発言を許します。

山口信行君。

○山口信行議員 兵庫県の山口信行でございます。

私は今さっきも行いました議員の全員協議会での議題となりました件について、私の見解を申し述べたい、そのように考えております。

関西広域連合の今後の運営、そういうことを私の考えとともに言いたいと思っております。

まず、関西広域連合につきましては、活動の基本となる7つの分野の広域計画案がまとまるとともに、国出先機関対策に関して、関西広域連合を受け皿として、今国会に法案が提出されることがいよいよ目の前に来てまいりました。振り返れば、我が兵庫県議会において、私は委員長という大役を賜りまして、平成21年6月に第1回広域連合特別委員会を開催して以来、合計11回に及ぶ議論を重ねまして、平成22年12月、複数の府県にまたがる広域連合としては、全国初となります関西広域連合が設立されたわけでございます。

こうしてようやく設立されました広域連合がいきなり東日本大震災への支援に当たって、実践的に活躍し、各方面から高い評価を受けました。また、原子力発電所の停止により、電力需給が逼迫する中、構成府県と連携した節電対策も実施してまいりました。さらに設立当初の事務につきまして、分野別の広域計画のまとめの段階になり、いよいよ広域的な施策も本格的に実施いくこととなりました。

特に設立当初から、最重要課題とされつつ、ある意味本当に実現するのかと懸念しておりました国出先機関の移管に関してですけれども、省庁側の抵抗は厳しく、昨年7月の政府のアクションプラン推進委員会におきましても、震災対応における国出先機関の必要性や広域連合のガバナンスの問題などを理由に国出先機関の原則廃止という閣議決定の内

容まで覆しかねない抵抗が見られました。しかし、粘り強く要請活動を実施されまして、また広域連合議会からも議長声明を出すなど関西広域連合一丸となった取り組みが功を奏し、法案提出が見えてきたことに対しましては、まずは素直に本当に喜びたいと思います。今後も引き続き、執行機関のあり方や緊急時のオペレーションなど、法案提出に向け、残された課題というものを解決する具体的な制度設計に一丸となって取り組んでいかなければなりません。

こうした中、国土交通省から、構成団体の長による連合委員会や構成団体の議会の議員で構成する連合議会において、降水時の上流、下流の洪水調整や加水調整、さらには予算の配分など、利害が対立する際に迅速な意思決定ができないのではないかとといったような懸念が示されているところでございます。

そもそも関西広域連合の意思決定につきましては、現行地方自治法上、規約改正など重要な事項や連合予算の大半を占める各府県の分担金については、構成府県の各県下への議決が不可欠です。さらに執行機関については、広域連合長の独任制となっているところを広域連合委員会による全会一致を申し合わせるなど、円滑な運営には構成団体が一致団結して取り組むことが不可欠でございます。

我が兵庫県議会としましては、先にも述べましたように関西広域連合の設立に向け、各府県の足並みをそろえるのには、府県調整にも努めてきたという自負がございます。また、広域連合設立時には、この兵庫県は議員数は4名ということでございます。大阪に次ぐ数ではございますけれども、第1期目から兵庫県は、連合長も出しておるということも考えながら、連合議会の役職は一切要らない。最初から兵庫県は言っていました。そして、一切辞退しながら全体のバランスを考慮し、縁の下の力持ち的な存在に徹しようとした経緯がございます。これとて、ある意味ですべての構成府県全体のバランスを考慮し、譲歩をするところは譲歩しようとする考え方に基づくものでございます。だからこそ、私は関西広域連合の構成各府県は常に関西全体の利益を考え、譲歩をするところは譲歩をするという考えが関西広域連合が活動を重ね、成果を上げていく生命線だと、そのように考えております。

そして、このことについて、この場にいるすべての方々に強く申し上げたいと思いますが、構成団体が一致団結して同じ方向を向き、主張するところは主張しながらも、譲るところは譲るという精神が基本となって、初めて円滑な運営が可能となり、この精神こそが国出先機関の移管の実現を勝ち取るためには、不可欠なものであるということを申し上げたいと思います。国出先機関をさらに加速させる正念場を迎えているこの時期に、4政令市の加入を実現させるためにまず必要となった大阪市、堺市の先行加入に伴う規約改正の議案につきまして、いまだ各府県議会の足並みがそろっていない状況につきまして、心から私は痛みを感じるものでございます。

今回の規約改正の内容となる定数29とする、この議員定数の改正案にしましても、基本的には政令市を持たない府県に配慮した形、そうした譲歩をしていることから、このような考え方で譲歩をするところは譲歩をしたので29ということになった。私はこういうふう考えます。今は、実は関西広域連合を動こうとする入り口にいるわけなのです。なのに、今後、この国出先機関の移管を受けると、道路の箇所づけなどより一層の利害対立や困難な利害調整ということが直面いたします。常に関西全体の利益を考えるより、譲るところ

は譲るという考え方が生命線だと考えております。

今後の関西広域連合の運営につきまして、厳しい状態に今後なると思いますので、今、改めて井戸連合長の基本的な姿勢、また心構えというものをぜひともお聞かせいただき、再確認をしながら我々も頑張っていきたいと思っておりますので、連合長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合の設立の経過、そしてねらい、そして現状につきましてご意見をちょうだいいたしました。

ご意見にございましたように、関西広域連合は何のためにつくったのだろうかという原点をもう一度振り返ってみる。まだ1年だから原点なんか忘れていないじゃないかということなのかもしれませんが、これも1年経過いたしましたので、評価してみるということも必要なことなのではないか、そんなことも含めてご意見を伺わせさせていただきました。

原点はやはり3つのねらいがあると思っております。

1つは、関西全体で取り組むべき広域的な事務を所管する機関がない。それを私たちが自主的に関西として取り組むべき主体をつくり上げた。これが広域連合の1つです。例えば広域防災計画にしても、広域産業振興にしても、環境の問題にしてもそうでございます。今回、5つの広域計画について、ご審議をいただいているわけでございます。これがまず第1。

第2は、国の出先機関で処理しているようなブロック単位で行っておられるような仕事は関西広域連合で受けたらいい。その受け皿機能を果たそうというものでございました。いつも国との権限を地方に移譲しろと言うときに、何と言われてきたかといいますと、常に圏域を越える、府県域を越える事務をつかさどる主体がないではないかと。責任主体がないのに、どうしてあげたくてもあげられないじゃないかというのが、ある意味で形式的な反論であったわけですが、大変、実態がないものにどうやってあげられるんだという話でありましたので、厳しい反論に結果としてなりました。これを我々は主体的な受け皿を関西広域連合としてつくり上げたわけでございます。

3つ目は、これは分権と政府にだけ要請する、国にだけ要請するのではなくて、我々が主体的に受け皿や広域行政に手を出しうる機関を地方自治法の組織を活用してつくり上げていった。これが主体的に分権を行っていくという意味で突破口を開いていったということであろうかと思っております。

そのような3つの大きな役割を果たす機関として誕生したのが、関西広域連合でございます。広域事務については、着々と連携を図りながら進めさせていただいております。今、正念場を迎えておりますのが国からの権限移譲、出先機関の原則廃止に伴います受け皿づくりでございます。これも方向としては、野田総理は今国会中に法案をまとめて出したい。そして平成26年度からは、関西広域連合を念頭に移譲していきたいということを基本方向として述べられておられます。それについても着々と進んでいけるだろう。また、しなくてはならないと考えております。

そのときに利害調整、こういう、いわば広域連合というような特別地方公共団体で実際にできるのかということが随分問われました。私は逆にアクションプラン委員会でも申し

上げましたが、国だったら非常にシビアな利害調整が本当にできるのだろうかということをお願いしました。例えば、諫早におきます締切ぜきの締め切りや開放の問題、あれは長崎と佐賀が対立していました。長崎と佐賀が対立していたからできなかったんです。調整がなかなかつかなかった。それで、国は調整がつかないということで、そのまま放置してきた。だから問題がだんだん深刻になったということも言えるのではないかと、このように思っています。

また、琵琶湖の取り扱いにつきましても、例として挙げられました。これも上下流の対立を当然のごとく前提にして、調整ができないだろうと、こういう前提でおっしゃるわけですが、これも国自身は上下流の調整のめどがつかないと案が出せなかったわけがあります。

つまり、我々は深刻な問題であればあるほど利害が対立する。その利害が対立する利害を越えたところで解決を図る。このことが主体者だから当事者だからできるのではないかと、そのように私は思っていますし、連合を構成したメンバーは、みんなそのような基本姿勢におられると思っています。

したがって、今後何が大切かということは、利害が対立する問題はきちんと論議を深め、検討を深め、そしてその検討を深めた上で合致した場合には、きちんとそれに協働して推進していく。このような基本姿勢で臨むことが必要なのではないかと、このように思っています。

そのような意味で、連合の組織も随分そのような姿勢が貫けるような組織させていただきました。当初、議会との関係で、これは我々の当初の運営が我々の委員会だけの議論に終始してしまった面がありましたので、ご報告が十分でなかったということでおしかりを頂戴し、そのような意味で毎月委員会も開催していただき、また全員協議会でもご議論いただくような運びになりましたことは、これは執行部側としてはおわびを申し上げなくてはならなかった次第ではありますが、これからもそのような意味で議会との連携も十分にとらせていただきながら、全員一致を原則にして進める委員会をベースにしながら推進を図らせていただこうと考えております。忌憚のない意見交換を委員会でやらせていただいております。その方向なりがある程度見えてきましたら、早速に議会のほうにもお諮りをして、ご相談をさせていただき、ご指導をいただきたいなど、こんなふうに考えております。

私はやはり、関西全体は個性があつて、最大公約数を求めながら、その個性を発揮していくことが関西全体としての活力を今後とも生み出していく基ではないかと、このように思っています。そのような意味で、個性は個性として発揮していきながら、全体として力を発揮すべき方向は力を発揮していく。その基盤や役割を関西広域連合は今後も果たさせていただきたいし、果たしていくべきだ。このように決意をしているものでございます。ご指摘がありましたいろいろなまだ課題がありますが、これは十分、関係の皆様方のご理解を得ながら乗り越えていける、そのように私は確信していますし、私自身も吉田議長とともに懸命の努力をさせていただきたい。このように考えておりますので、今後とものご指導とご協力をお願い申し上げます。広域連合今後に対する決意とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 以上で、一般質問を終結いたします。

日程第 7

討論・表決

- 議長（吉田利幸） 次に、日程第 7、討論に入ります。
通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより、第 1 号議案から第 6 号議案までの 6 件について採決に入ります。
採決の方法は、第 1 号議案から第 6 号議案までを一括採決とし、起立により行います。
本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉田利幸） 起立全員であります。
よって、第 1 号議案から第 6 号議案は、原案どおり可決されました。
-

日程第 8

選挙管理委員及び補充員の件

- 議長（吉田利幸） 次に、日程第 8、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推せんにより行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決します。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決します。
なお、指名は委員及び補充員の 2 回に分けて行います。
それでは、まず委員に河部哲幸君、三宅忠義君、中原淳一君、以上の 3 人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました 3 人を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田利幸） ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました 3 人が選挙管理委員に当選されました。
次に、補充員に新庄敏夫君、伊藤幸枝君、南 真司君、田中章五君、以上の 4 人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました 4 人を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸）　　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員補充員に当選されました。
お諮りいたします。

補充員の補充の順序は、ただいまの氏名の順序とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸）　　ご異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（吉田利幸）　　以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

なお、今後、閉会中に本部事務局広域防災ほか、各分野事務局の所管事務等の調査につき、活動を行っていくことといたします。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成24年3月関西広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆様どうもご苦労さまでした。

午後4時44分閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年3月

議 長 吉 田 利 幸

議事録署名人 中 小 路 健 吾

同 吉 井 和 視